

女子栄養大学

平成 24 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 24(2012)年 3 月
女子栄養大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	9
基準 3 経営・管理と財務	44
基準 4 自己点検・評価	58
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	62
基準 A 社会連携	62

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

昭和の初期、二人の創立者、香川昇三（かがわ・しょうぞう）と綾（あや）は東京帝国大学医学部で、当時、年に2万人以上の人々の命を奪い不治の難病とされていた脚気の研究を行っていたが、患者に胚芽米を与えることで脚気が治癒することに大いに感銘を受けた。そして、人間の健康に対する食の重要性を強く認識し、医師の成すべきことは病人を治す前に健康な人間を病気にしないことであり、そのためには正しい食生活こそが最も重要であるという確固たる信念に基づいて、昭和8(1933)年東京小石川の自宅に「家庭食養研究会」を設立した。

この研究会では、大学教授の妻女や近所の主婦等、家庭の食を担当する人々を対象に、最新の栄養学、有機化学、食品学等を講義した。講師には創立者の二人以外に東京帝国大学の教授が何人も参加し、また栄養学の実践に欠くことのできない調理技術は、一流ホテルのシェフや高級料亭の板前が担当し、本格的な実習指導を行った。

このように、本学の建学の精神、基本理念は「食によって健康を維持改善する方法や食文化を研究し、かつそれを実生活で実践できる人々を育てること」である。成否も未知で、全く新しい考え方の学校である「家庭食養研究会」を私財を投げ打って設立した背景には、昇三が幼少の頃から父親の感化により、日本人は常に祖国のためにはできる限りの奉仕と、貢献をすべきであるという思想を持っていたことが大きい。また、綾は、クリスチャンの母親が、困っている人や貧しい人々に何時でも相談に乗り、自分の大切なものを与えたりしているのを見ており、綾自身も幼少の頃から母親の大きな愛情により育てられ、特に手料理によって常に元気づけられていたこと等がその行動の原動力となっている。本学園創立の根底にあった精神は、創立者二人の祖国や人間に対する愛と奉仕の精神であり、多くの人々の健康に尽くしたいという使命感であった。

今日、学園創設時に掲げた建学の精神・基本理念に基づく本学の使命・目的は、「食によって健康を維持改善すると同時に、食に起因する全ての病気を追放し、食文化の発展により平和と幸福をもたらすこと」である。その目的達成のために、すべての教育研究活動は「食と健康」の分野を中心に展開されており、この点が本学の顕著な特徴であり、教育研究の基本方針である。こうした「食と健康」のみを専門とする大学は、国内はもとより世界的にも他に類を見ない。

本学の建学の精神・理念は、生活習慣病が蔓延する現在の日本にそのまま通用する食育の思想そのものであり、爆発的に拡大している医療費の削減にも大きく寄与するものであるが、その根底にある愛と奉仕の精神は、平和で希望に満ちた幸福な未来の長寿社会の構築のために不可欠なものである。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

女子栄養大学は昭和36(1961)年に家政学部食物栄養学科として設立されたが、創立者の香川綾は文部省へ栄養学部の必要性を訴え、昭和40(1965)年に、わが国最初の栄養学部栄養学科が認可された。昭和42(1967)年に管理栄養士養成施設として承認され、昭和40(1965)年度入学生から適用された。

昭和42(1967)年に栄養学部二部栄養学科を開設。昭和49(1974)年に栄養学部栄養学科を、管理栄養士養成を目的とする実践栄養学専攻と、多角的な栄養学教育を目的とする栄養科学専攻に分離し、その栄養科学専攻で新たに臨床検査技師の養成を開始した。さらに昭和55(1980)年には栄養学部に、養護教諭の養成コースと栄養科学専攻から移した臨床検査技師養成コースの2コースを有する保健栄養学科を設置し、併せて栄養学

女子栄養大学

・学生数、教員数、職員数

表Ⅱ-2-2 専任教員数、兼任教員数、職員数（学長を除く） 平成24年5月1日

学部	学科・専攻		専任教員数				兼任教員数	実験実習助手	事務系職員
			教授	准教授	講師	助教			
栄養学部	実践栄養学科		17	4	3	4	106	25	60
	保健栄養学科	栄養科学専攻	11	4	3	4			
		保健養護専攻	10	1	1	0			
	食文化栄養学科		6	5	2	1			
栄養学部 計			44	14	9	9	106		
栄養学部二部	保健栄養学科		4	1	1	0	28		
栄養科学研究所			1	1	1	1	—		
大 学 合 計			49	16	11	10	134	25	60
※大学院栄養学研究科	栄養学専攻	修士課程	(20)	(2)	(0)	(0)	12	—	—
		博士後期課程	(11)	(0)	(0)	(0)	0		
	保健学専攻	修士課程	(11)	(0)	(0)	(0)	10		
		博士後期課程	(8)	(0)	(0)	(0)	0		

※大学院教員数（ ）内は、大学専任教員からの兼務者数

女子栄養大学

表Ⅱ-2-3 学生数

平成24年5月1日現在

学部・学科・専攻名			学年	学生数	編入生 (内数)	小計	小計	合計	
大学院	栄養学専攻	修士課程	1年	11	/	28	37	48	
			2年	17					
		博士後期課程	1年	2		9			
			2年	2					
	保健学専攻	修士課程	1年	4		8	11		
			2年	4					
		博士後期課程	1年	1		3			
			2年	0					
			3年	2					
	栄養学部	実践栄養学科		1年		222	/		903
2年				209					
3年				235	15				
4年				237	22				
保健栄養学科		栄養科学専攻	1年	106	/	424			
			2年	101					
			3年	109					
			4年	108					
		保健養護専攻	1年	61		266			
			2年	68					
			3年	66					
			4年	71					
食文化栄養学科		1年	90	/	365				
		2年	83						
		3年	98			16			
		4年	94			15			
栄養学部 二部	保健栄養学科		1年	16	/		88		
			2年	12					
			3年	33				27	
			4年	27				19	

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は昭和 8(1933)年、人間の健康に対する食の重要性を強く認識し、医師の成すべきことは病人を治す前に健康な人間を病気にしないことであり、そのためには正しい食生活こそが最も重要であるという確固たる信念に基づいて設立された。

学則においても「食を通して疾病を予防し、健康を維持増進することに関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学術を教授研究し知的・道徳的・応用的能力を養うことによって有能な専門家を養成し、以て我国文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とする」と、建学の精神・基本理念を踏まえた、大学の使命・目的を具体的かつ明確に定めている。

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神・基本理念を踏まえた大学の使命・目的は学則・大学総合案内・ホームページ等に「簡潔な文章」で定めている。

また、各学部、各学科及び各専攻の「教育研究上の目的」は、規程に定め学園ホームページに掲載している。

これらを反映したディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーも具体的な内容が明確に示されており、学園ホームページ等で公表している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

昭和 8(1933)年の建学以来、創立者の精神・理念に従い、その使命・目標はいささかも変わることなく継続されている。

大学の使命・目的は極めて明快で具体的である。「大学総合案内」や学園ホームページからも閲覧でき、本学の使命・目的を理解して入学してくる学生がほとんどである。

本学の存在理由・存在価値について、今後さらに丁寧に広報し、将来にわたって本学の理想を社会で実践して具体的な成果を示し、多くの貢献をすることにより、建学の精神、基本理念についての理解を得ていきたい。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

学園創設時に掲げた建学の精神・基本理念に基づく本学の使命・目的は、「食によって健康を維持改善すると同時に、食に起因する全ての病気を追放し、食文化の発展により平和と幸福をもたらすこと」である。その目的達成のために、すべての教育研究活動は「食と健康」の分野を中心に展開されており、この点が本学の顕著な特徴であり、教育研究の基本方針である。

1-2-② 法令への適合

本学は専門的な単科大学であり、「女子栄養大学」という名称からも容易に食や栄養に関する教育研究を専門とする大学であることが明らかであり、「大学設置基準」（大学等の名称）の条文に合致している。

「大学設置基準」で定められた（教育研究上の目的）については、学則に定めホームページ上で情報を公表している。

1-2-③ 変化への対応

近年、食と健康に対する社会的関心は著しく高まっており、本学のメディアへの登場機会も増えている。従来から、雑誌『栄養と料理』、食品成分表、食・健康関連の書籍類等の出版事業、社会通信教育、家庭料理技能検定等を通じて本学の理想の普及に努めて来たが、メディアを通じた分かりやすい説明と相俟ってより幅広く社会への紹介が出来ると考えている。

また、社会のニーズに応え「香川綾記念講師派遣事業」（高等学校等に講師を派遣して講演や実習を実施する）、「香川綾記念執筆者派遣事業」（民間の企業・団体の広報誌への執筆する）等により、建学の精神、基本理念の普及に努力している。これらにより本学の知的・人的・物的資源を総動員し、本学ならではの方法で学外への建学の精神、基本理念の提示をしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

ホームページのコンテンツ充実、出版物のデジタル化による利用拡大、産官学連携、地域貢献等により、本学の実質的な社会への貢献、影響をさらに拡げて行きたい。

また、使命である栄養・食事指導の実施による医療費大幅低減を達成し、本学の食事による生活習慣病の一次予防の有効性を実証することが目標である。また、将来的には、本学の専門分野を通じて国際的な貢献も見据えて行きたい。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3 の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

「学校法人香川栄養学園 行動規範」に則り、建学の精神を自ら実践し、建学の精神に基づく教育を行い、社会から求められる人材の育成に励んでいる。

創立者香川綾は、平成9(1997)年98歳で亡くなったが、平成10(1998)年3月に召天1年記念会、平成11(1999)年3月に香川綾記念礼拝、同年10月には香川綾生誕100年式典を行い、平成12(2000)年からは毎年3月に香川綾記念会を開催し、役員・教職員が一堂に会し創立者の薫陶を受けた古い卒業生や教職員等の話を聞いて建学の精神を思い起こし、決意を新たにしている機会としている。

また、創立者香川昇三の生誕日9月28日を学園の創立記念日とし、同窓会が中心となり役員・教職員と共に香川昇三終焉の地への墓参会を行なっている。

1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的は、学内外に多くの方法で公表されている。学内での周知は徹底しており、すべての学生は入学時に本学の使命・目的をよく認識し、目的を持って入学し、卒業後は、大学で修得した専門的な知識・技術・技能を活かした仕事に就いている。

また、平成9(1997)年に実施した「私学の在り方に関する意識調査」で教職員のほとんどすべてが本学の使命・目的を十分理解していることが確認されている。

なお、図書館に隣接して学園創立者香川昇三・綾記念展示室があり、学園の創立の経緯や創立者の建学の精神を学生や教職員、学外の方にも、展示を通して紹介している。さらに、企画展示により創設者の精神の多面的な紹介を行っている。学生は、入学時に全員がこの展示室で学ぶ機会を持ち理解を深めている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

理事長の諮問により設置された改革推進会議が中心となって、各部長に中長期の改善計画の提出を求めとりまとめが進んでいる。本学の使命・目的はひとつであり、中長期の計画、方針すべての根幹を成しており、これがぶれることはない。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的、教育研究組織すべてが、建学の精神「食により人間の健康の維持・改善を図る」ためのものであり、整合性がとれている。

教育研究組織は、すべて本学の使命・目的を達成するためのものとなっており、「食」「健康」に対しさまざまな角度からアプローチできるようになっている。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的等については、学内では周知徹底しているが、学外、一般社会の認知度はまだ十分とはいえない。「食」や「食育」が注目を集めている現在、マスメディア等も有効活用し、正しい食事・栄養・健康知識の普及に更に努め、「食で人々を健康にする」という本学の使命・目的をさらに広く周知する努力が必要である。

ホームページのコンテンツ充実、出版物のデジタル化による利用拡大、産官学連携、地域貢献等により、本学の実質的な社会への貢献、影響をさらに拡げて行く。

[基準1の自己評価]

建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的は極めて明確、具体的でわかりやすい。学内外への周知徹底も十分なされている。教育・研究の実践においても、昭和8(1933)年の建学以来、創立者の精神・理念に従い、その使命・目標に向かっていささかも変

女子栄養大学

わることなく継続されている。私学として極めて理想的な方向に発展している大学であると自負している。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者の受け入れ方針の明確化と周知

本学では、大学案内で栄養学部のアドミッションポリシーを明確に示し、受験生への周知を図っている。

その内容は、

建学の精神 ○食による人間の健康の維持・改善を図る

教育目標

- ①「食」「栄養」「健康」に係わる専門領域を広く深く学修し、そこで得た知識・技術を自ら実践し、かつ人々の福祉向上のために貢献する高度の専門的人材を養成します。
- ②学生全員の就職、国家試験の全員合格が達成できる教育成果を目指します。

求める学生像

- ①食・栄養・健康・医療・教育の分野で活躍したい人
- ②知的好奇心に満ち溢れ、常に向上心をもって、知識の吸収に積極的な人
- ③知識・技術を自らの生活で実践する人
- ④リーダーシップを発揮し、学んだ知識を人々のために役立てたい人
- ⑤知識・技術を基に生涯を貫くテーマをみつけない人

教育サービス 4 つの柱

- ①教育メニューを時代のニーズに合わせ、カリキュラム改革等を細かに行っています。
- ②教育の効果を高めるために教員スタッフの充実、授業運営、授業技術の改善に努め、マンツーマンの徹底教育を行っています。
- ③施設、設備、蔵書、学生支援組織等を常に見直し、教育環境の快適化を図っています。
- ④教育の成果を確かなものにするための、全員就職、国家試験の全員合格を目指した教育を徹底しています。

これらのアドミッションポリシーは、大学案内の他、大学のホームページなどでも広く一般に開示するとともに、オープンキャンパスや進学相談会等においても受験生に周知を図っている。

また、本学では AO 入試のアドミッションポリシーを学科ごとに、求める学生像を 8 項目に渡って明確に示している。

アドミッションポリシーについては、大学総合案内のトップページを利用し、本学

の考え方を示し、建学の精神、教育目標、求める学生像、教育サービスの四つの柱を明文化し、より明確に受験者に伝わるようにしている。加えて、オープンキャンパスに参加した受験生に対し、栄養学部全体のアドミッションポリシーを詳細に説明しており、アドミッションポリシーの開示は満たしていると評価している。

2-1-② 入学者の受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

アドミッションポリシーに沿って、入学要件を定め、大学については図表 2-1-1、大学院については図表 2-1-2 の入試を実施し、入学試験の多様化、多様な学生の受け入れを図っている。具体的には、大学は AO 入試、推薦入試（指定校推薦・公募推薦・卒業生子女推薦入試）、一般入試（1 期・2 期・3 期）、大学入試センター試験利用入試（1 期・2 期）などがある。入学者数の割合は、推薦入試が 50%、一般入試・大学入試センター試験で 50%程度を前提に入学者を決定する努力をしている。

入学試験は、「入試委員会」が主宰し、全学体制で実施している。入試委員会は、①入学試験に関する基本方針の立案及び調整、②学生募集業務に関する諸計画の立案および調整に係る事項、③入学試験実施に関する業務の立案および調整に係る事項を審議する。

また、入学試験の円滑な実施を図るため、入学試験問題の作題及び採点ならびにそれに伴って生ずる具体的な諸問題を扱う入試問題検討小委員会を設置している。

なお、アドミッションポリシーに沿って以下の入試を実施している。

- 1) AO 入試
栄養科学専攻／食文化栄養学科：面接試験（プレゼンテーション含む）、模擬授業、模擬授業後のレポート、書類審査
- 2) 指定校推薦入試
書類審査、小論文
- 3) 公募推薦入試
書類審査、小論文、面接
- 4) 卒業生子女推薦入試
書類審査、小論文、面接
- 5) 社会人特別入試
小論文、面接（二部は面談のみ）
- 6) 私費外国人留学生特別入試
日本留学試験、面接
- 7) 一般入試 1 期～4 期
1 期 3 教科入試（食文化栄養学科は 2 教科入試）
2 期 2 教科入試
3 期 2 教科入試
4 期 栄養学部二部のみ実施(書類審査)
- 8) 大学入試センター試験利用入試 1 期～2 期
2 科目入試（二部は 1 科目）

大学院については、本学の卒業生を対象とした修士課程推薦入学制度、社会人を対象とした修士課程社会人特別入学制度と一般入試などがあり、一般入試では筆記試験と面接試験を課している。

女子栄養大学

図表 2-1-1 (女子栄養大学) (平成 24 年度入試)

(単位：人)

学部・学科専攻		栄養学部				栄養学部二部	
		実践栄養学科	保健栄養学科		食文化栄養学科	保健栄養学科 (夜間)	
			栄養科学専攻	保健養護専攻			
募集人員	入学定員	200	100	50	67	20	
	AO入試	—	9	—	13	—	
	指定校推薦	45	30	10	18	—	
	公募推薦	40	5	7	5	3	
	卒業生子女推薦入試	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	
	一般入試前期	1期	47	26	15	10	5
		2期	25	10	5	5	3
		3期	3	2	2	3	3
		4期	—	—	—	—	若干名
	センター利用 入試	1期	37	16	8	10	3
		2期	3	2	3	3	3
社会人特別入試	若干名	—	—	若干名	若干名		
私費外国人特別入試	若干名	—	—	若干名	—		

図表 2-1-2 (女子栄養大学大学院)

(単位：人)

	栄養学専攻				保健学専攻			
	修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程	
募集人員	第1期	10	4月入学	3	第1期	10	4月入学	3
	第2期		10月入学		第2期		10月入学	

2-1-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生の定員管理については、教学及び法人との協議・合意に基づき行われており、入学者受入数は、教育の質の確保、将来の組織改組などに影響することから、各学科の収容定員、入学定員、在籍学生数及び文部科学省、厚生労働省による指導などを総合的に勘案して慎重に決定している。

具体的には、AO入試、公募推薦入試、卒業生子女推薦入試、指定校推薦入試の入学手続者の動向をみながら、一般入学試験と大学入試センター試験利用入試の合格者数を入試委員会で検討した後、大学教授会で決定している。とくに栄養士養成課程は入学定員の100%遵守を念頭に、その他の学科・専攻は120%を超えないように配慮している。ここ数年にわたって、やむなく栄養士養成課程で入学手続者が入学定員の100%を超えたケースもあり、より合理的な合格者決定方法を入試委員会で検討している。

入学者数においては、栄養士養成課程である実践栄養学科は、募集定員の110.5%、栄養科学専攻では、募集定員104%の入学者数となっているが、入学定員を遵守していると評価している。保健養護専攻については定員の122%であるが、平成23年度入試の140%からは、大幅に改善されたと評価している。なお、食文化栄養学科にお

女子栄養大学

いては定員の 134%と大幅な入学者数となった。これについては、定員遵守は満たしていない状態である。

図表 2-1-3

(単位：人)

		入学定員	志願者	入学者	収容定員	在籍学生
栄養学部						
実践栄養学科		200	1325	221	840	903
保健栄養学科						
栄養科学専攻		100	525	104	400	424
保健養護専攻		50	323	61	200	266
食文化栄養学科		67	317	90	308	365
栄養学部二部						
保健栄養学科		20	31	16	120	88
大学院研究科						
栄養学専攻	修士課程	10	14	11	20	28
	博士後期課程	3	2	2	9	9
保健学専攻	修士課程	10	4	4	20	8
	博士後期課程	3	5	1	9	3

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口の減少により、毎年、志願者の獲得に苦慮するところである。栄養士養成課程の定員遵守は当然のことではあるが、入学者数が定員割れしないことが第一である。

適正な入学者数を毎年獲得するために、AO 入試、公募推薦入試での合格者数の算定、及び一般入試やセンター利用入試などにおいては、さらに慎重な合格者数の算定を行う。また、一般入試においては、補欠者の繰上げ合格制度の活用を徹底し、さらなる定員遵守に向けて努力する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

●栄養学部・栄養学部二部

- ・学科専攻の教育課程・授業方法は、建学の精神・基本理念の具現化であり、教育目的を達成するための専門分化である。これにより、社会の要請に応えると同時に高度の専門性を生かした社会的活動の場が確保されると考える。
- ・五つの学科専攻の教育科目編成は、本学設置の理念に照らして体系的に整備され、

女子栄養大学

設置基準を充足している。

- ・各学科専攻は、教育目的、取得資格に沿った教育課程編成がなされていると考える。
- ・基礎・教養科目群を担当する一部の教員は LTD(Learning through Discussion)を試みて、効果を検討中である。

【実践栄養学科】

- ・「栄養学の実践」を理念に、1 学年 200 人の管理栄養士養成課程（3 年次編入 20 人）として、使命を自覚させる教育を実施し、学生の目的意識の喚起に努めている。
- ・管理栄養士養成課程の編成は基礎から応用へと連携し理解を深められるよう配慮し、教育運営に教員は積極的に関与し、面倒見のよさでは類を見ないと自負している。
- ・5 系（6 系：平成 24 年から）選択科目の配置によって、職域に対応した実践的な管理栄養士の養成に努めている。
- ・管理栄養士国家試験合格率は満足すべき水準にある（平成 24 年 3 月実施では 100%）。
- ・平成 17(2005)年度より栄養教諭（一種）養成課程を導入、学外実習の充実に努めている。

【保健栄養学科 栄養科学専攻】

- ・栄養学（栄養士教育）を共通基盤としつつも、教員養成と臨床検査技師養成の教育課程が並存し、教育理念の統合が困難な状況にあった。しかし平成 20(2008)年度より、教育目的を明確にするために教育課程を再編成し、専攻教育の新たな展開を期した。
- ・新カリキュラムでは、ライフサイエンスを四つの分野に展開、栄養士養成科目をベースに多様な学習機会を提供できる体制になった。

【保健栄養学科 保健養護専攻】

- ・「児童生徒の心身の健康を保持・増進を図る」養護教諭養成の教育目的・目標は明確であり、使命を自覚し、スキルを身につけ、果敢に取り組む実践的な養護教諭の養成に成果を挙げている。
- ・実践力重視の立場から、養護教諭模擬体験（ロールプレイ）を導入、成果を上げている。

【食文化栄養学科】

- ・調理理論・技術の修得に関する分野、食情報の理論・発信技術の分野を充実、多彩な選択科目に力を入れて編成としている。
- ・平成 18(2006)年度新カリキュラムは、平成 21(2009)年度完成年度となり、一応の教育成果を収めている。さらに平成 22(2010)年度からは、学科教育のさらなる発展を期して、より専門性の高い三つのコースを教育課程において明確にし、提示した。料理文化を中心に特色ある教育を進めており今後の成果が期待される。
- ・学科の教育課程の柱である食文化栄養学実習の学修を深化・発展させることが課題である。

【栄養学部二部 保健栄養学科】

- ・「食と健康」に関して社会人の再教育に教育課程編成の目標を置いている。社会人のニーズに対応した授業科目の充実と効果的な学修機会の構築が課題である。

●大学院栄養学研究科

- ・教育課程編成は、両専攻とも体系的に整備、成果は満足すべき水準にあると考える。

- ・修士課程の授業科目は科学の進歩や社会のニーズに応じて迅速に見直し、充実を図っている。また、社会人学生の便宜のために、授業科目の土曜日開講や都心キャンパス（駒込）での夜間開講も実施している。
- ・修士課程においては、入学時、専攻別に「総合講義」を開講し、担当教員各自の研究領域を紹介、院生の視野を広げることに努めている。
- ・両専攻ごとに必修科目「総合演習」（修士 1、2 年）で全員が原著論文紹介、修士論文中間発表が義務付けられ、研究上のトレーニングの良い機会としている。担当教員全員参加を原則としている。高度専門職業人養成課程では、セミナーを別途実施している。
- ・博士後期課程では、論文作成の指導については、指導教員のほか、年 1 回、両専攻合同で博士課程院生によるセミナーを実施し、博士論文作成に際し、広く他の教員から助言・指導を受けることができる機会を設けている。

2-2-1-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

学則第 1 条に「本学は、食を通して疾病を予防し、健康を維持増進することに関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学術を教授研究し知的・道徳的・応用的能力を養うことによって有能な専門家を養成し、以て我国文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とする。」と記されている。この『食を通して疾病を予防し、健康を維持増進すること』を目的とした学問が栄養学である。栄養学は「食」に関わる科学を前輪とし、「人々の心身の健康」に関する科学を後輪として「健康を増進する」に関する学問及び「食文化」に関する学問によって拓かれる道を前進する学問である、ということが出来る。したがって、栄養学という学問領域は、極めて広い範囲にわたっている。栄養学を学ぶ者は、まず第一段階でこれらの全体を視野の中に収めて基礎づくりをすることが大切である。第二段階で、そのどれかの領域について深く学び、そこを拠点として、現実の要請に応じていくことが必要である。各学科専攻の独自科目群は、広い分野にわたる専門教養を基礎として、その上に積み上げられて、教育目的に適うよう編成されている。

本学の教育課程の編成方針は以下の四つの領域にわたって展開している。

- 1) 「食」に関する領域…食料(糧)、食材料、食物、食事の分野
- 2) 「人々の心身の健康」に関する領域…肉体的健康、精神的健康、社会的健康の分野
- 3) 「健康の維持増進」に関する領域…個人、家族、社会の分野
- 4) 「食文化」に関する領域…食生活・環境、調理・料理表現、食情報表現の分野

●栄養学部・栄養学部二部

基礎・教養教育科目、専門基礎科目を共通科目として置き、その上に学科専攻別に専門科目を設けている。

【実践栄養学科】

管理栄養士養成課程。高学年次に職域対応の選択科目から成る五つの群（平成 24(2012)年度からは六つの群）を設け、社会的実践力のある管理栄養士の養成に努めている。平成 17(2005)年度から栄養教諭養成課程を導入している。

【保健栄養学科 栄養科学専攻】

現代の多様な領域で活躍する个性的かつ新しいタイプの栄養士の養成を目指している。平成 20(2008)年度入学生から、カリキュラムをダイエツトライフサイエンス、スポーツライフサイエンス、ヒューマンライフサイエンス、メディカルライフサイエンスの 4 分野に専門科目を再編成、専攻の教育目的を一層明確化した。さ

らに平成 24(2012)年度入学生から、コース制（臨床検査、家庭科教職、健康スポーツ栄養、食品安全・管理）を導入し、教育目的をより明確にすることになった。

【保健栄養学科 保健養護専攻】

学校現場で、児童生徒の抱える心身の諸問題に取り組む実践力のある養護教諭の養成を目指している。特に食生活指導に通じた養護教諭養成を特徴とする。

【食文化栄養学科】

栄養学を基盤に食の文化的側面を体系的に学び、料理に関する知識・技術・技能に優れる食文化表現の専門家養成を目指している。平成 18(2006)年度入学生より文化栄養学科を食文化栄養学科に名称変更し、カリキュラムを全面改定、教育目的をより鮮明にして、平成 21(2009)年度に完成年度を終えた。さらに平成 22(2010)年度より、カリキュラムを 3 コースに分けて、学科の特色をより鮮明にした。1)フードコーディネーターコース 2)フードプロデュースコース 3)フードカルチャーコースである。

【栄養学部二部 保健栄養学科】

社会人を対象にし、社会経験を生かしながら、食と健康に関する最新知識の習得に努めている。

●大学院栄養学研究科

栄養学専攻と保健学専攻を設置。修士課程では研究者と高度専門職業人を養成。博士後期課程では、独立研究者の養成を目指す。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び授業方法の工夫・開発
「大学院設置基準第 1 条の 2」「大学設置基準第 2 条の 2」および「短期大学設置基準第 2 条の 2」に基づく、教育研究上の目的の公表等に関する規定に則り、学園ホームページの情報公表で公開し、学生には自ら、学修が深められるよう履修要項及び履修の手引き 2012 を配布して、授業方法に工夫を凝らした教育課程を明示している。

●栄養学部・栄養学部二部

基礎教養科目群は原則として、他学科・他専攻の学生と共同で学ぶ選択科目群とし、その中で外国語科目群は多くても 40 人程度のクラス編成とする選択科目としている。実用英語 TOEIC テスト対策として自宅学修も可能な共通特論 XIV を、1 年通年選択科目として英語 e-learning を平成 24(2012)年から開講した。また、共通特論 I—読書—は 1 年通年必修科目として平成 23(2011)年から始め、読書習慣の形成、専門外に視野を広げ、語彙を豊かにの目標にし、学生になじみ始めている。専門性に関わる専門基礎科目群と専門科目群は学科専攻毎に原則行われている。

【実践栄養学科】

傷病者の疾病の改善、人々の健康の維持・増進を通じて、社会に貢献する指導的人材の養成を目的とし、栄養学の専門知識を基盤に、臨床医学、公衆栄養、給食管理の場などで栄養・食事指導を実践する能力を備えた専門性の高い管理栄養士の養成を目標としている。病院、学校、福祉関係施設、事業所、保健所・保健センターなどに加えて、食産業全般における管理栄養士の役割の多様化・高度化に対応した教育科目群を配している。

管理栄養士養成課程であるので、特に専門的能力を高めるために、高学年次に職域対応の 5 分野に特化した選択科目群（24 年度入学生から 6 系科目群に変更）を配置している。一方、実験・実習科目を重視している。分野ごとに基礎から応用へ、また分野間で関連付けながら学修できる編成となっている。

【保健栄養学科 栄養科学専攻】

栄養学の専門知識を基盤に、多様な職域で人々の健康づくりに貢献する人材の養成

を目的としている。栄養士資格取得をベースに、生活科学、教育科学、生命科学、臨床検査学など、各領域の専門知識を修得した新しいタイプの健康スペシャリストの養成を目標としている。平成 20(2008)年度にカリキュラムを一新、四つの分野（下記）に編成し、教育目的の統合化、教育目標の明確化を図った。

- ①ダイエットライフサイエンス（食事の科学に関わる科目群）
- ②スポーツライフサイエンス（運動の科学に関わる科目群）
- ③ヒューマンライフサイエンス（人間生活の科学に関する科目群）
- ④メディカルライフサイエンス（臨床検査学に関わる科目群）

広い視野を養うために基礎・教養科目群、総合科目群が配置されている。栄養士養成課程では新しいタイプの栄養士養成を目指して、平成 20(2008)年度より四つの専門コースを設けた。即ち、A(栄養学+臨床検査学コース)、B(栄養学+家庭科教職コース)、C(栄養学+健康スポーツ栄養コース)、D(栄養学+食品安全管理コース)である。家庭科教諭免許（家庭科／中学校・高等学校）取得又は臨床検査技師国家試験受験資格取得に対応した教育課程を編成している。

【保健栄養学科 保健養護専攻】

「児童生徒の心身の健康保持・増進」は、現代の学校教育に求められる「生きる力」の根幹として受け止め、学校現場において、子どもたちの「生きる力」を涵養する人材の養成を目的とし、高度の専門知識とスキルを身につけ、本来の使命に果敢に取り組む実践的養護教諭の養成を目標としている。

養護教諭（一種）免許取得を柱として、教諭免許（保健／中学校・高等学校、看護／高等学校）のすべてを取得可能なカリキュラムを編成。健康・栄養・保健・福祉・教職分野を多面的、専門的に学修できる編成とした。

【食文化栄養学科】

飽食の蔓延と過剰な食情報の氾濫する現代において、「食」の世界の多様な側面を総合的に理解し、食の根源を問い直し、その健全な発展に貢献する人材の養成を目的としている。メニュー・レシピ開発、フードマネジメントなどのスキルを持ち、フードビジネスや食情報関連分野で、豊かな食文化育成に寄与する「食の専門家」の養成を目標としている。平成 22(2010)年度入学生から、本学科の学問的・実践的な学びの構造をより明確化するため、3年次より「学習モデルコース」として三つのコースを設けた。

- ①フード・コーディネート・コース：レストラン開拓やテーブルコーディネートをはじめとした「食事の場」の企画提案、運営、コンサルティングが出来る力の育成。
- ②フード・プロデュース・コース：メニュー開発や惣菜・飲料開発など、中食・外食・内食の多岐に渡る食品・料理開発の企画、実施、コンサルティングができる力の育成。
- ③フード・カルチャー・コース：地域の食文化研究や食を通じた地域振興、地域住民の食生活の支援、食情報発信の企画、実施、コンサルティングなどができる力の育成。

栄養学を基盤として、食文化に関する専門科目を配置。国際的な視野や食環境の視点も養う。食文化の担い手を養成するために、調理技術分野、食情報の発信技術分野の充実を図っている。企画力、表現力を養う「食文化栄養学実習」を教育課程の中心に据えた編成となっている。

【栄養学部二部 保健栄養学科】

栄養学を基盤に、社会人の教育と専門職業人のリカレントを目的とする。夜間開講の特徴を生かして科目等履修制度を活用、「食と健康」領域における最新の専門知識に対する学習ニーズに応えることを目標としている。数少ない二部開講の教員養成課程（家庭科）を設けているという特色を活かしたい。

栄養、食品、調理、情報、文化などにわたって教育課程を編成。教諭免許（家庭／中学校・高等学校）、フードスペシャリスト受験資格を取得できる。保健指導スキル

をアップするための管理栄養士（社会人）を科目等履修生として受け入れている。

●大学院栄養学研究科

【栄養学専攻修士課程】

食生活の改善や生活習慣病の一次予防を通じて、人々の健康の維持増進に貢献することを目的とする。基礎栄養科学、実践栄養科学、生体科学、食文化科学、及び食物科学の各領域における専門研究者、高度専門職業人の養成を目標とし、教諭専修免許（家庭／中学校・高等学校）の取得が可能である。

【栄養学専攻博士後期課程】

食生活の改善や生活習慣病の一次予防を通じて、人々の健康の維持増進に貢献する人材養成を目的とする。そのために栄養科学、生体科学、食物科学における高度の研究能力、学識を有する専門研究者の養成を目標とし、専ら研究指導を通じて養成する教育課程を編成している。

【保健学専攻修士課程】

ヘルス・プロモーションの推進に貢献する人材の養成を目的とする。健康科学、臨床病態生化学、実践学校保健学における専門研究者、及び高度専門職業人の養成を行い、保健・医療の人材の資質向上を図ることを目標とし、養護教諭専修免許、教諭専修免許（保健／中学校・高等学校）の取得や専門健康教育士（NPO 法人日本健康教育士養成機構認定資格）の受験資格の取得も可能である。

【保健学専攻博士後期課程】

保健・医療の専門家の資質向上を図ることによって、ヘルス・プロモーションの推進に貢献する人材の養成を目的とする。地域保健学、臨床病態生化学、及び実践学校保健学における高度の研究能力及び豊かな学識を有する専門研究者の養成を目標とし、研究指導ならびに重点課題演習を通じて養成する教育課程を編成している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

●栄養学部・栄養学部二部

- ・建学の理念を全学的に深化・周知させていくことに常に努める。
- ・4 学科 2 専攻の教育課程を絶えず見直し、時代と社会の要請に的確に応えられる人材の養成に努める。
- ・他大学教育施設のさまざまな経験に学び、開かれた教育運営に努める。
- ・平成 22(2010)年度からは、全学組織就職委員会（委員長：学部長）を立ち上げ、「入り口から出口まで」を念頭に、学生教育に格段の力を注ぐ体制と敷いた。

【実践栄養学科】

- ・大規模な管理栄養士養成課程として、学生への個別対応を重視した教育に努める。
- ・ニーズに即した 5 系選択科目の内容を再検討し、6 系選択科目とし、より実践的な管理栄養士養成教育を目指す。
- ・学生の高度の専門性を持った職業的使命感の喚起に努める。
- ・平成 17(2005)年度栄養教諭養成課程導入に伴う学外実習の一層の充実に努める。

【保健栄養学科 栄養科学専攻】

- ・平成 20(2008)年度導入新カリキュラムを具体化するとともに専攻教育の新たな可能性を追求する。
- ・新カリキュラム教育体制において、教員スタッフの充実に努める。
- ・専攻教育目標をさらに鮮明にするために、平成 24(2012)年度入学生から 4 コース制（臨床検査、家庭科教職、健康スポーツ栄養、食品安全管理）を導入し、新しい栄養士像の構築を目指し系統的編成を強化する。

【保健栄養学科 保健養護専攻】

- ・学校現場のニーズに果敢に取り組む実践的な養護教諭の養成にさらに努める。
- ・スチューデント・インターンシップなど学外体験学習によりさらに視野の広い実践力を高める。

【食文化栄養学科】

- ・食文化の理解を通じて、健全な食を追求する人材養成に努める。
- ・調理理論・技術の修得に関する分野の充実に努める。
- ・学科教育の柱である食文化栄養学実習を実社会のニーズを念頭に置いて見直す。
- ・平成 22(2010)年度導入新カリキュラムを具体化するとともに学科教育の方針をさらに明確にし、その創造的可能性を追求する。

【栄養学部二部 保健栄養学科】

- ・社会人のニーズに対応したリカレント教育の充実に努める。
- ・二部教育再生を目指して、平成 25(2013)年度より遠隔教育を含む履修方式を大幅に「自由化」する方針である。

●大学院栄養学研究科

- ・両専攻の教育課程を時代に即して見直し、優秀な修了生の輩出に努める。
- ・平成 21(2009)年度から修士課程長期履修学生制度を導入、社会人学生確保に努める。
- ・授業科目の土曜日開講、平日の夜間開講も引き続き実施していく。
- ・修士課程では、「総合演習」をさらに強化し、指導教員による指導のみならず、専攻としての指導体制の強化を図りたい。
- ・特色ある高度専門職業人の養成にも力を注ぎたい。
- ・博士後期課程についても、両専攻合同で、院生によるセミナーを充実させ、研究力の強化を図りたい。保健学専攻に重点課題演習を開設し、成果がみられることから継続して演習を実施していきたい。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

平成 20(2008)年 12 月の「学士課程教育の構築にむけて」答申を受けて、文部科学省は学士力の明確化を促すと共に、教育課程の体系化、単位制度の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化を提起し、改革努力を求めている。そのような状況下で、本年 3 月 26 日に公表された中央教育審議会の「審議のまとめ」では、グローバル化、少子高齢化など社会が急激に変化する予測困難な時代にあつては、生涯学び続け、主体的に考える力、対応できる力を育成する大学の改革が、大学や教員の責務として認識している。

そのためには、講義を一方向的に聞く受け身的な学びばかりではなく、自ら考える問題解決型の主体的な学びの実現が大切と考える。しかしながら、国家試験が 4 年次後

半にある管理栄養士養成課程及び臨床検査技師課程では、これから具体的検討をしなければならない。

本学では主体的学びへの手がかりとして、学んだことの確実化の上に、知的興味を刺激するように、実践・実習科目の一部（例えば基礎調理学実習や応用調理学実習）は e-learning で実習内容を確認できるようにしている。学生には一人ずつ、e-mail アドレスが貸与されているので、簡単に情報を得ることが出来るが、その取捨選択の意味について、情報教育担当教員以外も、度々注意を喚起している。

本学の教育は、文部科学省だけでなく厚生労働省下の養成資格絡みの教育内容を含み、時代のニーズを先取するため、運用カリキュラムが数本走っている複雑なカリキュラムである。そのため、学修及び授業の支援は非常に重要である。

1) 授業科目組織

- ・各学科専攻の教育目標にしたがって、基礎・教養、専門基礎、専門、総合の四つのカテゴリーに基づき、教育課程を体系的に編成している。基礎・教養科目群では全学科専攻共通に、人文・社会・自然科学・語学の4分野から成る。専門科目群では、学科専攻に応じて分野を設けている。いずれの学科専攻でも学際的教育を視野に総合科目群を置いている。しかし、隣接科目間の内容重複、空白については、引き続き検討を要する。学年配置、科目間順位、必修・選択の別についても絶えず検討を加える必要を認めている。
- ・実践栄養学科では、平成 14(2002)年度栄養士法改定に伴い、カリキュラムを大幅に改定して以来、スリム化を図るとともに科目内容の整理を進めている。
- ・栄養科学専攻では、専攻教育目標統合のために教育課程のコンセプトを再検討し、平成 20(2008)年度新カリキュラムを導入した。
- ・保健養護専攻では、履修単位の大幅スリム化を進めている。
- ・食文化栄養学科は、平成 18(2006)年度新カリキュラム導入、平成 21(2009)年度の完成年度を迎え、その検証を踏まえて、平成 22(2010)年度からは学科教育のコンセプトを一新して新たなカリキュラムを導入した。
- ・栄養学部二部保健栄養学科では、社会人対応の科目編成が行われている。

2) カリキュラム運用

- ・各学科専攻会議を中心に、次年度に向け、約半年かけて、科目学年配分、期区分、授業内容、担当者を協議、決定している。
- ・シラバス執筆に当たっては、近接科目担当者間の調整を図っている。
- ・適正にカリキュラムは運用されている。

3) 授業計画

- ・学事予定の決定過程はおおむね適正である。
- ・授業期間は、年度によっては、1~2日の異動があるが特に問題はない。
- ・開講方法には、年度によって変動することがあるが、特に支障はない。
- ・資格取得要件科目が多く、時間割枠の抜本改革、授業科目のスリム化が課題である。

4) 履修単位上限制

- ・年次別履修科目の上限は、現在、特に定めていない。その必要性については認識しているが、資格取得関係科目が極めて多い実践栄養学科、保健栄養学科栄養科学専攻、保健栄養学科保健養護専攻では、実情を踏まえての対応が必要である。
- ・栄養学部二部保健栄養学科では、一日開講時間（2時限）の制約があり、上限設定は困難である。

5) 進級制度

- ・機械的な制度導入よりも、学生個々の実態をきめ細かく把握し、日常的な学生観察、個別対応・指導が重要であると考えている。「進路指導のあり方」を各学科専攻の

教育指導の重要課題としている。

6) 卒業・修了要件

- ・学科専攻別に単位一覧表が「履修の手引」に明示され、定期試験成績発表時には、各人の既得単位を確認するよう指導をしている。例年、当年度前後期を通じての履修科目を、年初に確定登録させる場合、錯誤を避けるため科目内容の十分なガイダンスを実施している。数年前に教務事務を完全オンライン化したため、全学生の単位取得状況を迅速に把握、履修指導は徹底されている。

7) 成績評価基準

- ・平成 20(2008)年度から、客観的な成績評価基準を導入している。
- ・定期試験受験資格の要件として全回出席を原則としているため、出席管理の徹底を期している。

8) 各学科専攻の教育内容・方法の特色づけ

- ・実践栄養学科では、管理栄養士の社会的な役割を実際の場を踏まえて認識させることに努めている。5系への帰属の不均衡があり、一方、社会状況の変化に対応して内容改善の不断の努力が迫られている。
- ・栄養科学専攻では新しいタイプの栄養士養成のため、平成 20(2008)年度入学生から新カリキュラムを導入し、抜本的に改革した。
- ・保健養護専攻における小中学校への教育支援インターンシップは開始4年、教育効果を上げている。
- ・食文化栄養学科の文化栄養学実習では、社会のニーズに沿ったテーマ選択を課題としている。平成 22(2010)年度には新カリキュラムを導入し、学科の創造的発展に取り組んでいる。
- ・栄養学部二部保健栄養学科では、さらに社会人対応の特色ある科目開講を課題としている。

9) TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

平成 9(1997)年度より、大学院生を対象に制度化し、「ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき運用している。科目担当教員の監督のもとに、実験、実習、演習（卒業研究、卒業演習を除く。）の教育的補助業務に従事させ活用している。過去5年間（平成 20(2008)年度～平成 24(2012)年度）の応募・採用状況は、各年度とも25科目程度となっており、全大学院生の半数の院生がTAとして採用されている。

学生の学修および授業の開始から終了に至るまで、すべてのプロセスにおいて教員と職員の協働なくしては成り立たない。即ち、年間行事予定と授業回数の確保、各学科専攻毎の教育課程編成方針に沿った単位の選定、進級及び修了の要件に則り厳正に適用され、成績が適切に評価されているか、単位認定が正しく行われているか、また、学生自身が履修内容を把握し、自己管理をしているかは大学生としての自覚事項である。学生にそれを促すため、栄養科学専攻では、履修カルテに学生一人ひとりが記載し、自己管理するような体制を整えた。これらのことすべては、科目担当教員は勿論のこと、担任教員及び関連業務を担当する職員の協働・連携が不可欠である。

学生が文献検索をしたり、学修資料を入手する図書館、e-learning や情報検索を行うことが出来る施設（本学では i パーク）、教材や図書等を取り扱う部署（本学ではサムシング）、健康診断や日常的傷病者対応をしてくれる看護師、施設・設備・環境・防災に関わる大学管理系職員との協働あって、学生の学修と授業への支援がなされてこそ、円滑に機能する。

本学の演習科目、実験実習科目は大学院生が TA として、学修支援・授業支援の充実にその一翼を担っている。同様な働きを実験実習助手（教育系職員）や助教も担っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

1) 教育課程

- ・実践栄養学科では、社会的ニーズを睨んで5系科目から6系科目群への見直しを行い、また全体に開講科目のバランス化を図った。
- ・栄養科学専攻では、平成20(2008)年度新カリキュラムの検証を踏まえて、平成24(2012)年度からコース制を導入し、専攻教育の特徴をより明確にする。
- ・保健栄養学科保健養護専攻では、開講科目のスリム化を検証する。
- ・食文化栄養学科では、平成18(2006)年度新カリキュラム導入、教育成果を検証する。平成22(2010)年度導入新カリキュラムの展開を図る。
- ・栄養学部二部保健栄養学科では、社会人対応の科目編成に取り組む。

2) カリキュラム運用

近接科目のキーワードなどをベースに、さらに科目内容の体系的な整合を図っていく。

3) 授業計画

効率的な時間割編成に向けてカリキュラムのスリム化、連名担当の解消、兼任講師数の削減などが引き続き課題である。

4) 履修単位上限制

本学の実情に応じて検討を進める。

5) 進級制度

現在、「進路指導のあり方」として、各学科専攻で討議を進めている。平成20(2008)年度からの実質的導入を図るとしていたが、機械的な制度化ではなく、あくまでもきめ細かい「学生支援体制」の強化を前提に進級指導を進める。

6) 卒業・修了要件

卒業・修了要件は、履修登録時に錯誤を避けるため、従来どおり綿密なガイダンスを実施する。

7) 各学科専攻の教育内容・方法の特色づけ

各学科専攻とも、学科会議を中心に、教育内容・方法の特色づけを追求する。

- ・実践栄養学科では、5系科目（6系科目）の検証を進める。
- ・栄養科学専攻は、平成20(2008)年度新カリキュラム導入成果を踏まえて、平成24(2012)年度からコース制を導入し、教育目標をより鮮明にする。経過を注視する。
- ・保健養護専攻における小中学校への教育支援インターンシップをさらに推進する。
- ・食文化栄養学科の実習では、実際社会のニーズに沿ったテーマを取り上げる。また、平成22(2010)年度導入カリキュラムの内容充実が課題である。
- ・栄養学部二部保健栄養学科では、さらに社会人対応の特色ある科目開講を推進する。遠隔教育も含めて、柔軟な開講方式を開発する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定については学則第 12 条で、卒業・修了認定については第 8 条で明確に規定されている。進級については、明確に規定がないものの、従来から運用上、特別な場合（休学、取得単位が極端に少ない学生など）を除いて自動的に進級しているので、問題はないと考える。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

特に改善するような事項はないものと判断している。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

<就職状況>

景気の低迷により雇用環境の改善が見込めないなか、平成 23（2011）年度栄養学部の就職率は 92.2%と前年度の 88.4%を大きく上回ることができた。その要因として学生の就職活動に対する積極的な姿勢と全学を挙げての密な就職支援等が考えられる。

また、卒業後の養護教諭の任用（臨時）決定や管理栄養士、臨床検査技師の国家試験終了後の就職活動再開等により平成 24(2012)年 4 月時点では就職率が 94.9%と大部分の学生が希望の進路を得られている。平成 24(2012)年度は景気の低迷に加え長引く円高や東日本大震災の影響で就職環境はさらに厳しい状況が継続する見通しである。

なお、就職先の業種は、「医療、福祉」「宿泊業・飲食サービス業」「製造業」「教育・学習支援業」の順であり、採用職種は表 2-5-1 のとおりである。大学で取得した資格や免許を活かした専門性の高い職に就く者が多い。

学部二部は、有職学生が多いため、就職率は低い。表 2-5-1 には有職者の職種も含む。

表 2-5-1 就職状況

単位：人

職 種	栄 養 学 部					栄養学部 二部
	実践栄養 学科	保健栄養 学科 栄養科学 専攻	保健栄養 学科 保健養護 専攻	食文化 栄養学科	栄養 学部 合 計	保健栄養 学科
管理栄養士	86	0	0	0	86	2
栄養士	60	26	0	6	92	2

女子栄養大学

職 種	栄 養 学 部					栄養学部 二部
	実践栄養 学科	保健栄養 学科 栄養科学 専攻	保健栄養 学科 保健養護 専攻	食文化 栄養学科	栄養 学部 合 計	保健栄養 学科
営業・販売員	11	5	0	20	36	3
食品技術者	11	9	0	15	35	0
臨床検査技師	0	32	0	0	32	0
検査員	0	1	0	0	1	0
MR	1	0	0	0	1	0
栄養教諭	2	0	0	0	2	0
家庭科教諭	0	8	0	0	8	1
養護教諭	0	0	37	0	37	0
その他の教員	0	0	2	0	2	0
その他の教育の職業	0	0	9	0	9	0
助手・実験実習助手	6	0	0	0	6	1
調理員	4	0	0	5	9	3
一般事務員	2	4	1	11	18	3
法律行政・医療等の一 般事務員	0	0	0	0	0	1
飲食物給仕従事者	1	1	0	2	4	0
福祉施設指導専門員	0	0	3	0	3	0
システムエンジニア	0	0	0	1	1	0
エステティシャン	1	0	0	1	2	0
スポーツインストラク ター	1	0	0	0	1	0
演出家	0	0	0	1	1	0
歯科助手	0	0	1	0	1	0
警察官	0	0	0	1	1	0
総合職	32	7	1	20	60	1
職種未定	0	0	0	1	1	2
合 計	218	93	54	84	449	19

<就職・進学に対する相談・支援体制>

卒業後の進路についてはクラス担任、卒業研究・演習担当教員が対面又はメール等で対応している。就職については昨年より組織された就職委員会や大学就職担当で基本的な支援方針を策定し、学生支援や求人先対応をしている。学生個々の状況に応じたきめ細かい支援体制を整えている。年間延べ相談件数は12,720件程度で、景気低迷の影響による学生の就職に対する危機感は大きく窓口での応対学生は人数・時間ともに増加傾向にある。

なお、栄養学部二部の年間相談件数は、現職者が多いこともあり60件程度となっている。

<就職資料室、情報等の提供方法>

就職資料室には求人票の他、求人先個別ファイル(求人受付実績のある求人先4,700以上) 公務員採用試験実施要項、採用試験受験報告書、参考書籍・雑誌、PC等を設置、原則毎日(日曜日、祝日を含む)7時から21時まで開放している。栄養学部二部は平日9時から21時30分まで開室している。

大学に寄せられた求人をデータベース化した「求人情報・企業情報検索システム」も平成18(2006)年度より運用を開始し、学生が場所と時間の制限を受けずに必要な情報が得られる環境を構築している。

<進学の実績>

平成23(2011)年度栄養学部の進学状況は、自大学院7人、他大学2人、自短期大学部3人、専門学校他2人、各種学校3人である。

<支援体制の整備>

キャリア形成のためのプログラムを、3年次前期を中心に、次のように大学就職担当が企画・運営している。①自己分析講座 ②業界・仕事内容研究講座 ③就職フォーラム ④職業適性検査等 ⑤公務員試験受験対策講座等

なお、公務員試験受験対策講座は平成22(2010)年度より履修単位として認定することとしたため、それ以前に比べ大幅な受講生の増加となった。

また、食文化栄養学科ではライフデザインの授業として平成19(2007)年度より「食文化栄養学総論I」を開講している。

キャリア教育の一環としてインターンシップを取り入れている。特に参加者が多いのが坂戸市立小・中学校の教育活動補助(坂戸市スチューデント・インターンシップ)で選択授業の一つに組み入れて実施している。参加状況は表2-5-2のとおりである。事前研修を実施し、研修終了後には報告書や活動記録簿の提出を義務付けている。

なお、平成22(2010)年度の参加者が大幅に減少したが、これは対象者を同年度より2年生以上としたためである。

表 2-5-2 インターンシップ参加状況

単位：人

インターンシップ名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ハイパーキャンパス	3	0	0
坂戸市スチューデント・インターンシップ	150	135	45
その他	4	1	5
合計	158	136	50

<就職・進学について>

就職率は常に高水準を維持、就職ガイダンス、就職対策講座、模擬面接会、卒業生との懇談会(就活フォーラム)、就職模擬試験の実施等就職支援体制は充実していると考えている。特に3年生全員の個人面談はきめ細かい就職支援を行う上で効果を上げている。さらに就職担当職員と就職委員会教員、クラス担任、卒業研究・演習担当教員等との情報交換も効果的である。

栄養学部は就職希望率が92.0%とかなり高い。また卒業生から進学者を除いた者のうち就職者の割合が非常に高く平成20(2008)年度は91.5%、平成21(2009)年度は83.2%平成22(2010)は年度88.3%と全国平均を大幅に上回っている。

また、就職先への満足度も高く(表2-5-3)多くの学生が希望の就職先を得ることができている。

表 2-5-3 就職先決定時の満足度

選択肢	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
満 足	89.0%	90.7%	85.9%
どちらとも 言えない	11.0%	9.3%	12.1%
不 満	0%	0%	2.0%

<キャリア教育について>

入学時から、自己の将来を考える講座等を開催し、キャリア形成意識の喚起に努めている。就職活動で自身のデザインしたキャリアに対して自覚的に行動し、多くが希望の進路を得ている。インターンシップは掲示、求人情報・企業情報検索システム掲出、就職ガイダンス等により情報を提供している。坂戸市スチューデント・インターンシップには養護教諭や家庭科教諭を目指す学生の多くが体験している。

<既卒者対応について>

本学に寄せられる求人の中には管理栄養士や臨床検査技師の経験を有する者を対象とする場合があり、同時に転職希望の卒業生も多くいるため所定の手続(就職登録)をとった卒業生には大学に届いた求人情報を大学 HP を利用して提供している。併せて卒業生からのキャリアアップの相談にも適宜対応している。なお、就職登録をしている卒業生は常時 200 人程度いる。

<保護者への情報提供>

当年 3 月卒業生の進路状況をまとめた「就職データブック」の全学年保護者への送付に加え、昨年度より 3、4 年生の保護者には最近の就職状況や就職活動の時期、方法等について解説した「保護者のための就活ステップガイド」を作成送付し、学生の就職活動への理解と協力を求めている。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

1) 保護者への対応

保護者会等において行っている就職状況等の説明や進路に関する個別相談の内容向上をはかる。

2) 地方出身者就職先の開拓

出身地である北関東や甲信地区への U ターンを希望する学生が少なくない。これらの学生の希望に応えるため、当該地域の地方自治体や地元新聞社主催の企業との情報交換会への参加及び求人先個別訪問をさらに実施し求人先開拓を進める。

3) 学内企業説明会の開催

例年定期的に学内で採用予定のある企業等の説明会を実施しているが、それ以外に求人先に呼びかけ適宜個別に学内での説明会を開催する。

4) インターンシップガイダンスの実施

坂戸市スチューデント・インターンシップは詳細なガイダンスを行っているが、他のインターンシップは掲示等のみのため、今後は詳細なガイダンスを実施していきたい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2-6 の視点≫

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価方法として、学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価している。

1)学修状況、資格取得状況の確認

- ・各学科、専攻を単位としたガイダンスや学事を適宜開催し、本学の教育目的やそれに沿った卒業後の進路選択について考える機会としている。
- ・通常の授業において出欠状況を常時把握し、連続で欠席している学生には学生部長や関係事務部署からクラス担任や関係教員に遅滞なく連絡するシステムを構築しており、本学の教育になじめない学生の早期発見と進路変更も視野に入れた対応に努めている。
- ・学年を超えて各学科、専攻毎に先輩後輩の交流を深める行事（例えば県人会）を開催し、学生同士で本学の教育目的を認識する機会を創設している。
- ・卒業時に取得できる資格については教務担当や関係研究室等で状況把握をしている。卒業後に取得できる資格（管理栄養士、臨床検査技師）については関係の委員会や研究室を中心に密度の濃い情報収集と指導を行っている。

2)就職先企業アンケート

就職先に対し本学卒業生に対する評価調査を実施した。「本学卒業生は貴社（就職先）が期待している職務上のスキルを有していますか」という問に約 80%がイエスという回答をよせている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

●栄養学部・栄養学部二部

各学科専攻の教育課程は、現代社会の要請に応えるものとして、建学の精神・基本理念「栄養学の実践」の具現化として捉えている。学科・専攻別に教育課程は体系的に整備され、また、設置基準を充足している。各学科専攻においては、教育目的、取得資格に沿った教育方法が取られ、その教育成果は評価すべき水準にあると考える。

【実践栄養学科】

収容定員 840 人の管理栄養士養成課程として、女子栄養大学の基幹的学科の位置を占める。例年の国家試験合格者数はトップクラスであり、卒業生管理栄養士は 6,000 を超え、実社会で大きな影響力を持っている。この実績を踏まえて、全国の管理栄養士教育を先導する役割を自覚しつつ、目的・使命を追求してきた。臨地実習先からの学生の学修状況を捉え、評価結果の内容の見直しを怠らないよう努めている。

【保健栄養学科 栄養科学専攻】

平成 20(2008)年度より専攻教育理念を一層明確にするために、教育課程を再編成したが、さらに平成 24(2012)年度よりコース制を導入、新しいタイプの栄養士養成を目指して専攻教育の新たな展開を期している。新カリキュラム導入で多様な学修機会を提供できる体制になり、教員自身もモーラルサーベイを半年毎実施し、学科の目的達成に教員が成した役割について評価をしている。

【保健栄養学科 保健養護専攻】

「児童生徒の心身の健康を保持・増進を図る」とする専攻の教育目標は明確。使命を自覚し専門スキルを身につけ、実践的養護教諭養成のための教育課程を編成している。全国の養護教諭として活躍できるよう、卒業後も教職員一丸となってフォローする。

【食文化栄養学科】

「食」の文化的理解を通じて、食情報氾濫の現代で、健全な食を問い直すことのできる人材養成を進めている。多彩な選択科目を配置し、実社会のニーズに対応できる特色ある教育を進めている。文化栄養学実習は1年半にわたり、教員と1対1の関係が構築されるので、学生のニーズも交えたフィードバックが得られる。

【栄養学部二部 保健栄養学科】

平成 19(2007)年度より、社会人リカレント教育の一環として、管理栄養士対象の科目を開講。社会人のニーズに対応した授業科目の充実とより効果的な学修機会の創造が課題である。

[全般にわたる事項]

- ・各学科専攻の教育目標に沿って、教育課程は基礎・教養、専門基礎、専門、総合の四つのカテゴリーに分け、体系的に編成。
- ・学則科目組織に定めるカリキュラムに則り、教育課程を適正に編成している。
- ・カリキュラム運用は概ね適正であるが、効率的時間割編成のために、授業科目のスリム化が課題である。
- ・年次別履修科目の上限は、現在、特に定めていない。その必要性については認識しているが、資格取得関係科目が極めて多い学科専攻では実施困難な状況であり、実現性について、十分検討する必要がある。
- ・進級制度については、本学の実情を踏まえて、きめ細かい学生指導が前提となることの認識の下で、指導を進めている。
- ・客観的な成績評価基準を平成 20(2008)年度から導入している。
- ・学科専攻学科会議を中心に、教育内容・方法の特色づけを絶えず検討している。

●大学院栄養学研究科

- ・大学院の教育課程は、両専攻とも体系的に整備され、設置基準を充足しており、その教育成果は評価すべき水準にあると考える。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

●栄養学部・栄養学部二部

建学の理念「栄養学の実践」を周知徹底し、各学科専攻の教育課程を絶えず見直し、時代・社会の要請に的確に応えうる人材養成、新しい教育方法にトライする。

【実践栄養学科】

大規模な管理栄養士養成課程として、学生への個別対応を重視した教育に努め、より実践的な管理栄養士養成教育を目指す。管理栄養士国家試験の高い合格率の維持にとどまらず、学生の職業的使命感の一層の喚起に努める。社会的ニーズに基づいて5系科目及び6系科目の改善に努め、また開講科目のスリム化に留意する。

【保健栄養学科 栄養科学専攻】

平成 20(2008)年度導入新カリキュラムを具体化し、教員スタッフの充実を図り、専攻教育を新たに展開する。平成 24(2012)年度新カリキュラム導入に伴う教育体制の整備に取り組み、学科の新しい可能性を追求する。

【保健栄養学科 保健養護専攻】

専攻理念をさらに追求する。そのために、学校現場で果敢に職務に取り組む実践的

な養護教諭の養成にさらに努める。スチューデント・インターンシップなど学外体験学習の機会を利用して実践力を高める。開講科目の削減スリム化に取り組む。

【食文化栄養学科】

食文化の理解を通じて、健全な食を追求する人材養成に努める。特に調理理論・技術の修得に力を入れる。また、学科教育の柱である食文化栄養学実習のテーマ選択については実社会ニーズを念頭に置いて見直す。平成 18(2006)年度新カリキュラム導入、教育成果を検証するとともに、平成 22(2010)年度導入新カリキュラムの実施を通じて、学科の創造的可能性に挑戦している。

【栄養学部二部 保健栄養学科】

社会人のリカレント教育の一層の充実を図るために、e-learning を併用した開講方法などを研究中である。

[全般にわたる事項]

- ・近接科目担当者間の調整をさらに緊密に図り、キーワードなどをベースに、引き続き授業内容の体系的整合に努める。
- ・時間割編成作業をよりスムーズに行うため、カリキュラムのスリム化、連名担当の解消、兼任講師数の削減などを引き続き課題とする。
- ・年次別履修科目の上限については、その必要性の共通認識はあるものの、本学の実情に照らしての十分な検討が必要であるとの認識である。カリキュラム改定も含めてさらに検討を進める。
- ・進級指導に当たっては、きめ細かい学生指導を前提とし、「学生支援体制」の強化を図ることにしている。
- ・各学科専攻とも、学科会議を中心に教育内容・方法の特色づけをさらに追求する。

●大学院栄養学研究科

- ・本大学院は両専攻とも学部と同様に栄養学の実践を基盤として構成されている。関連する研究分野は広く特に急速な速度で進歩している領域である。さらに社会のニーズの変化も激しい。これらの状況に素早く対応できる修了生を輩出しなければならない。
- ・修士課程の授業科目も必要に応じて見直し、大学院担当教員の質の向上や魅力ある研究課題及び授業科目の新設に配慮し、充実を図っていかなければならない。また、平成 21(2009)年度より修士課程に長期履修学生制度が導入され、さらに社会人学生の便宜を図っていくが、授業科目の土曜日開講、平日の夜間開講も引き続き実施して、入学者数の確保にも努めたい。
- ・平成 20(2008)年度より修士課程特別奨学生制度が導入され、平成 23(2011)年度は栄養学専攻で 2 人の入学者を得た。引き続き、修士課程特別奨学生制度を周知し、優秀な学生の獲得に努力したい。
- ・栄養学の実践を基盤としているのであるから、高度専門職業人養成のコースにさらに志願者を募りたい。社会人として実践の場で課題を見つけ大学院にもどってくる学生受け入れについては、長期履修学生制度や講義の土曜日・夜間開講など便宜を図っているが、今後、さらに努力しなければならない。
- ・保健学専攻の平成 20(2008)年度大学院教育改革支援プログラムへの応募や、平成 21(2009)年度組織的な大学院教育改革プログラムへの応募、平成 22(2010)年度より博士後期課程に授業科目（重点課題演習）の開設、栄養学専攻の「特定健診・特定保健指導」指導者向けスキルアップ講座「実践栄養学専門演習」公開講座の開講など、専攻全体で協議し取り組む課題に常に挑戦し、それによって研究や教育内容・方法の特色づけをさらに推進していきたい。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

＜学生サービス、厚生補導のための組織の設置と機能＞

1) 学生生活委員会

「女子栄養大学学生部長の職務及び選出に関する規程」に基づき、大学学生部長を議長とし、学部長、学科長・専攻学科長、各学科クラス担任代表、大学教務学生部長等により構成される。学生生活に係わる諸問題の把握及び調整を通じて、学生生活の環境整備・改善、その指導に関して大学の基本方針を協議し定めることを目的とし、前期・後期各2回開催する。

大学学生生活に関わる指導の基本方針は図2-7-1 のとおりである。また、「学生支援連絡会議」により、学生支援を進めている。

2) クラス担任制度

担任は「食を通して人々の健康の増進と病気を予防する実践的人材を育成する」

建学の精神に則り、学生が誇りを持ち、4年間健全な学生生活を過ごすことができるよう助言、指導、相談対応にあたる。特に、学生個々の学生生活上の課題に応じた支援に努める。

担任は学生の貸与アドレス・携帯電話番号などを把握、緊急時の連絡、対応に備えている。

1年次のクラス担任は、授業の一環として行われるフレッシュマンキャンプに全員参加を必須としている。クラス懇親会等により親睦を深めることを目的に、学生1人当たり800円を助成している。

3) 大学学生食堂委員会

建学の精神に則り、学生・教職員に適切な食事を供するとともに実践的学習・指導に資することを目的として大学学生食堂委員会が置かれている。委員会は、大学学生部長を委員長とし、委員長が委嘱した教職員により構成する。委員会は学生食堂の運営と利用に関する改善案等について協議し、提案する。

また、喫食者の声を反映するため、委員長が指名した数名の委員と学生による「給食委員会」を設置することができる。

委員会の活動により、設備やメニュー内容等に改善が見られ、学生食堂に関する要望件数は減少傾向にある。

4) 学生食堂（カフェテリア）

学生食堂では「おいしく食べて健康に」をコンセプトに本学の四群点数法に基づいたレシピによる2種類の日替わり定食、丼物、麺類、パン類、おにぎり、カレーなどが提供されている。その他に一品料理や小鉢、サラダ等も販売。食堂の席数は、平成22(2010)年9月に増築された108席と合わせて624席である。駒込キャンパスには、200席の学生食堂があり、昼は短期大学部学生、17時～19時50分は栄養学部二部の学生に食事を提供している。

女子栄養大学

学生食堂の献立を紹介する「女子栄養大学の学生食堂」が平成22(2010)年12月に、「女子栄養大学のキャフェテリア」が平成23年(2011)年1月に各社から出版された。

5)学生ホール

憩いの場、グループ打合せ・懇談、昼食等に利用されている。テーブル数は大小あわせて48個、椅子214脚である。開放時間は、7時～21時、日曜日、祭日も開放している。学生ホール内に軽食を販売する席数90の学生食堂を併設している。

6)学生寮(若葉寮)

大学に近接して設置。5階建ワンルームマンション形式。各室ユニットバス、洗濯機、キッチン、冷蔵庫、ベッド、デスク、本棚、冷暖房、インターネット配線等を設置。共用スペースには、多目的和室、談話室、ゼミ室がある。寮の外壁に侵入者感知の赤外線センサーを配置、そのほかにオートロックシステム、電気鍵による在室確認、自動火災報知器、非常音声警報装置、屋内消火栓設備、管理人室から警備保障会社や校舎守衛室への通報システム等を完備している。

入寮期間は2年間、遠方の地方出身学生を優先する。寮則により寮長・副寮長・各フロアーリーダーなどの役員を決め、自治により運営。月1回の寮会のほか、歓迎コンパ、追い出しコンパ、クリスマス会を開催し、親睦を図っている。

なお、委託の管理人夫妻が居住、学生の対応に当たっている。

7)売店(代理部・サムシング)

学内売店。本学出版部発行の雑誌・書籍の他、授業で使用する教科書、調理器具、参考書等の学用品を販売している。

8)オフィスアワーの設置

学生の質問や種々の相談に応ずることのできる時間帯を教員プロフィール冊子(香川栄養学園 WHO'S WHO—教員プロフィール)及び毎年4月に配布するキャンパスハンドブックに明示し、周知している。

9)ハラスメント対策委員会

坂戸キャンパス5人、駒込キャンパス7人の相談員を置き、いつでも相談ができる体制をとっている。キャンパスハンドブックには相談員の所属・氏名・電話番号等を掲載している。

10)アパートの紹介

毎年秋にアパートリストを作成し、希望者に配布している。学生各人が、直接大家や不動産会社と交渉する。アパートリストでは平成22(2010)年度274件、平成23(2011)年度280件の物件を紹介している。

11)アルバイトの紹介

随時、求人を掲示している。学生各人がアルバイト先と連絡をとり決定する。ただし、勤務は21時までとし、授業に差し障る時間帯や飲酒を主とする接客業などは除外しているので紹介数は少なく、平成22(2010)年度52件、平成23(2011)年度41件である。

12)その他事務担当窓口

教務学生部は、学生担当、教務担当、就職担当の窓口があり、学生に関する業務に当たっている。

学生担当—奨学金、住居関係、保険、学生相談室、学割、各種変更届、アルバイト、クラブ・サークル関係、学内集会、学内掲示

教務担当—休・退学、転学科、資格取得(栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、家庭科教員免許、養護教員免許、栄養教諭免許)、単位修得、教室使用、各証明書

就職担当—就職相談、求人情報提供、求職登録、就職講座・セミナー・模試

13)オリエンテーション

大学生活に早く順応できるよう、4月入学時に実施。キャンパスハンドブックを配布し、施設案内、諸届・願一覧、緊急時の対応、悪徳商法、携帯トラブル等について講義した。特に一人暮らしを始める学生に対しては防犯について注意し、防犯意識を高めるように努めた。

14)フレッシュマンキャンプ

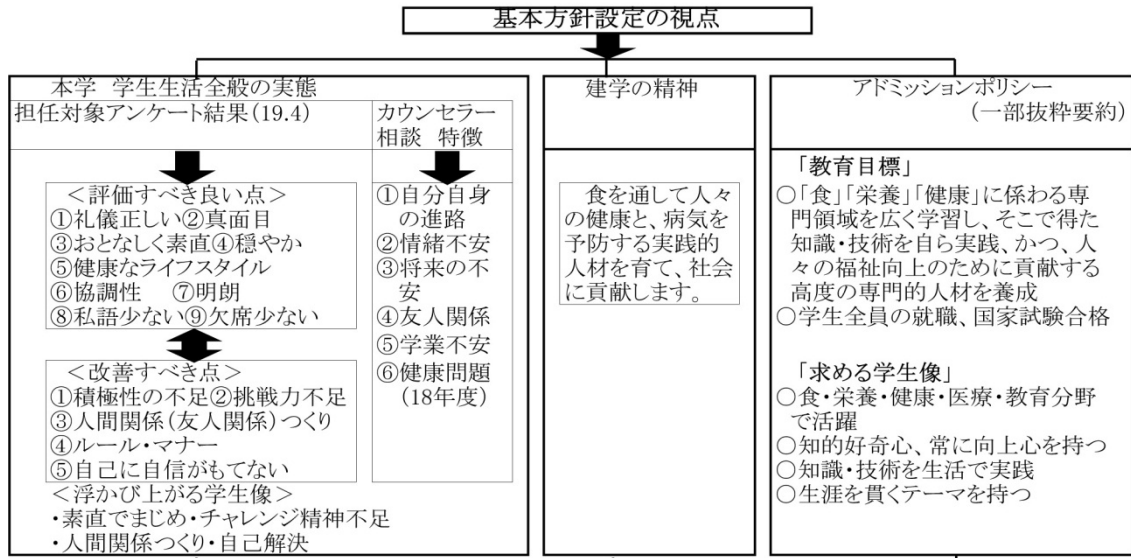
1年生対象に学科ごと日帰り又は2泊3日のフレッシュマンキャンプを実施している。このキャンプは授業の一環であり、全員参加を原則とし、終了後に学生はレポートを提出。学生同士のコミュニケーション、学生と教職員との親睦を深める機会となっている。

図 2-7-1

大学学生生活に関わる指導の基本方針

「女子栄養大学学生部長の職務及び選出に関する規程」(平成19年1月17日)第6条の規程に基づき、以下の大学学生生活に関わる指導の基本方針を設定する。

(参考)規定6条
 学生生活委員会は、学生部長を議長として、学生生活に係わる諸問題の把握及び調整を通じて、学生生活の環境整備・改善、その指導に関して大学の基本方針を協議し定める。



教育指導と学生指導を一体的

<大学学生生活に関わる指導の基本方針>

1. 建学の精神に基づき、個々の学生が自己存在感を実感し、本学学生としてのアイデンティティを確かにできるように支援する。
 - 個々の学生が、今ここにいることを実感しかけがえのない存在
 - 本学学生としての誇りと希望を持った学生生活
2. 共感的な人間関係づくりとよりよい自己主張ができるように支援する。
 - 学生が相互に共感的理解とコミュニケーションスキルの習得
 - よりよい自己主張と自己を確立
3. 決断と責任ある行動を通し、自己の可能性を最大限発揮し、自己実現を図ることができるように支援する。
 - ルールとマナーある行動の自己選択と自己決定
 - 自己の可能性を発揮し、目的に向かって自己実現

<基本方針を受けて想定される対応策－担任からの要望含む－>

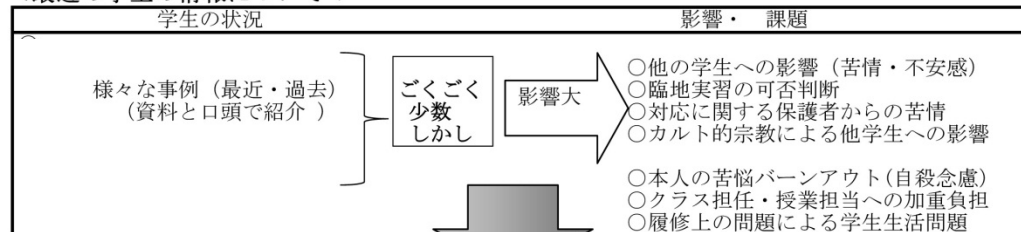
1. 日常的な学生理解と情報の共有・FDとの関連
 - 学生のプラス面の評価による賞賛と承認()
 - 日常の学生生活全般及び授業の中での諸課題の早い気づきと課題の共有(☆)
2. 担任会議の活用
 - 担任調査結果の意見要望の活用(☆) ○学生面談・対応のためのカウンセリングスキルの研修(★)
 - 情報交換と交流(☆) ○必要に応じて事例検討会開催の検討()
3. 心の健康づくり対策(主として個への対応策)
 - 心の悩みへの対応
 - ・「第一のカウンセラーは身近な人(家族、友人、担任教員)」
 - ・学生仲間同士のピアカウンセリング(仲間同士の支え合いと傾聴のスキル習得)の試み()
 - カウンセラーや専門医師との連携()
 - 教師自身のカウンセリングのスキルアップ() ○専門家によるカウンセリング研修の開催()
4. コミュニケーションスキルの向上対策(主として集団への対応策)
 - フレッシュマンキャンプの活用(☆) ○縦割りコンパや若葉祭() ○教職員との交流(☆)
5. 規範意識の高揚
 - 人間としての社会性の醸成
 - キャンパスハンドブックの有効活用(☆)
6. 学生生活への環境整備・改善

☆…日々の教育活動での意識
 ★…早急に取り組むべき事項
 ※…予算を伴う事項
 ◎…今後の検討

図 2-7-2

学生指導に関する情報の共有と今後の対応について

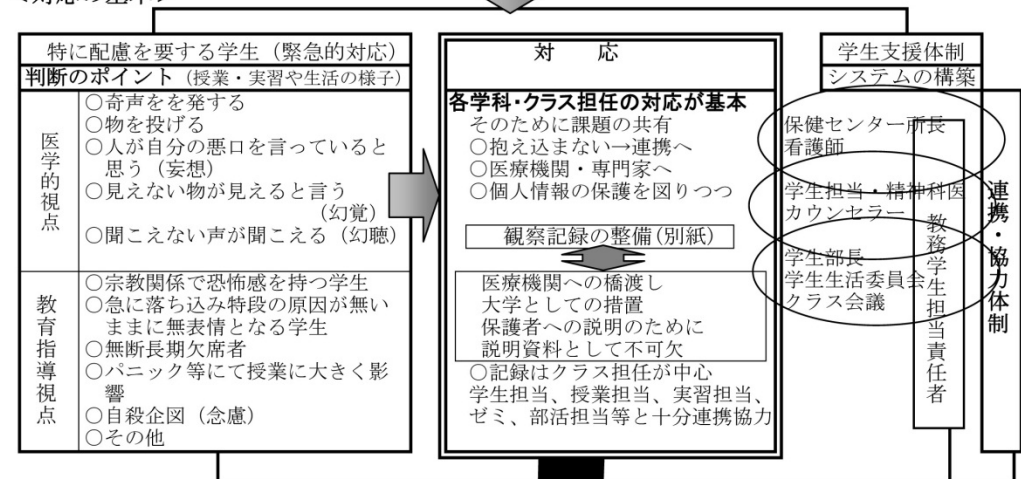
<最近の学生の情報について >



<情報の収集と共有>



<対応の基本>



<情報の管理>特に配慮を要する学生(要緊急的対応措置)	説明根拠	大学としての措置対応
○各学科・クラス (学科長・クラス担任)	○観察記録 ○専門家の診断書・見解等	○ 医療機関での治療勧告 ○ 隣地実習の調整 ○ 休学等の助言 ○ 外部機関との連携(警察等)
○学内情報の管理 (大学教務学生部長・大学学生部長)		

<確認事項>

1. 早急にすべきこと
 - 特に配慮を要する (要緊急的対応) の学生の把握 (上記判断のポイント参照) と観察記録
2. 学生支援体制の整備
 - ・ 課題 保健センターとの連携・協力が不可欠
 - ・ 学生対応のための「学生支援連絡会議」を設置する
 - ・ 担任・教科・学科等で協議の上、学科長が学生支援連絡会議に協議を依頼する。

学生支援連絡会議構成メンバー

学部長、保健センター所長、大学学生部長、大学事務担当部長、大学教務学生部長、駒込教務学生部長、大学教務担当責任者、大学学生担当責任者 大学・短大・栄養士科教務学生担当責任者、該当学生の学科長及びクラス担任 (必要に応じ、看護師・カウンセラー等の職員)

<経済的支援>

1)奨学金制度等

経済的理由で修学困難な学生に学資を貸与し、支援する目的で、大学独自の奨学金制度、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体、民間団体等の奨学金を取り扱っている。大学独自の奨学金には、創立者香川綾の母・横巻のぶ名を冠した「横巻のぶ記念奨学金」及び本学卒業生の寄付により平成21(2009)年に創設された「北郁子奨学基金」がある。修学の途中で学納金の納入に著しい困難を来した者に対し、学納金の一部を貸与（無利子）している。また、香友会（同窓会）が専門性を生かした社会活動を志向して学業向上に意欲を持って取り組んでいる学生に費用を助成（授与）する「わかば奨学金」がある。

その他、学業成績優秀者で、学内外の活動に積極的に参加し、常に自分自身の向上に努力する学生を表彰・奨励する「香川綾奨励賞」がある。平成23(2011)年度は大学院3人、学部16人の19名が表彰された。

2)授業料減免制度

人物、成績優秀な大学院博士後期課程在学学生（1年次後期以降）には、学園独自の授業料特別減免制度を設けており、平成23(2011)年度は大学院生13人が適用された。

なお、天災等で被害を受けた受験生には、受験料・入学検定料・初年度の学費免除、在学学生には見舞金の支給、罹災状況に応じた学費の減額等の措置を講じている。23年（2011）年の東日本大震災では、23年度新入生5人、在学学生8人が学費等の免除や減額の措置を受けた。また、新入生2人、在学学生32人に見舞金が支給された。この制度は24年度新入生に対しても実施され3名が対象となった。

<課外活動に対する支援>

1)クラブ活動への支援

クラブ23団体、同好会22団体がある。クラブと同好会の違いは、顧問・課外活動費・クラブハウス使用の有無である。クラブは体育系9団体、文化系14団体。活動は授業終了後、日曜、休暇中、春休み・夏休みを利用している。学内設置テニスコート3面には夜間照明設備があり、20時まで使用可能である。

課外活動補助費は1団体平均60,565円である。課外活動補助費の算定は、活動日数、登録費、会場費などを参考にしている。年度末にはクラブ活動費報告書及び領収書を学生担当に提出する。

各クラブ代表によるクラブ委員会を組織。新入生対象クラブオリエンテーションの運営や施設の使用について協議する。なお、学部二部にはクラブ2団体がある。

2)学園祭（若葉祭）

毎年5月末または6月初めの土曜日、日曜日に開催。学生の実行委員会が企画・運営し、教職員がサポートしている。平成23(2011)年度学生参加団体は27団体、学生外では外部企業や学内営業部署が計19団体、研究室関係9団体、34研究室が紹介ポスターなどで参加のほか、香友会（本学園同窓会）、本学と連携を結ぶ福井県等が支援団体として参加。「Sunny～いつも心は晴れマーク～」をテーマに、学長講演会、料理講習会、公開講座、研究室企画、コンサート、菓子作りコンテスト、骨密度測定、模擬店等の催しを行った。来場者数は、平成22(2010)年度は過去最高の10,653人、平成23年度は悪天候で8,464人であったが、ここ数年は入場者も9,000～10,000人と一定数を保ち、地域に根付いた学園祭となっている。

3)クラブハウス等

第1 クラブハウスには14の部室と倉庫2室、第2クラブハウスには10の部室と倉庫1室がある。11号館（防音棟）は、楽器練習用防音装置室3室、集会室7室を備えている。防音装置室は、軽音楽部やハルモニアオーケストラのクラブ練習や個人

のレッスン等に有効に利用されている。なお学生クラブハウス2棟は平成25年に迎える「学園創立80周年記念事業」の一環として建替える計画である。

4)学生表彰

学生表彰規程により、①本学における課外活動の成果が顕著であり、本学の課外活動の推進・発展に功績があった者、②社会活動等において優れた評価を受け、本女子栄養大学の名を著しく高めたと認められる者、③その他、上記①②と同等の表彰に値する行為等があったと認められる者に対し授与される。平成23(2011)年度は2人を表彰した。

<健康相談、心的な支援、生活相談等>

1)学生相談室

学生の精神的支援のため、平成23(2011)年度坂戸キャンパスでは、精神科医2人、臨床心理士2人が学生相談室で対応し、120件の相談があった。相談内容は1位が対人・心理関係、2位が修学相談、3位が健康面であった。学年別では3年次、1年次、4年次、その他（主として父母）、2年次の順であった。駒込キャンパス（栄養学部二部）も同様に非常勤の臨床心理士2人が対応している。

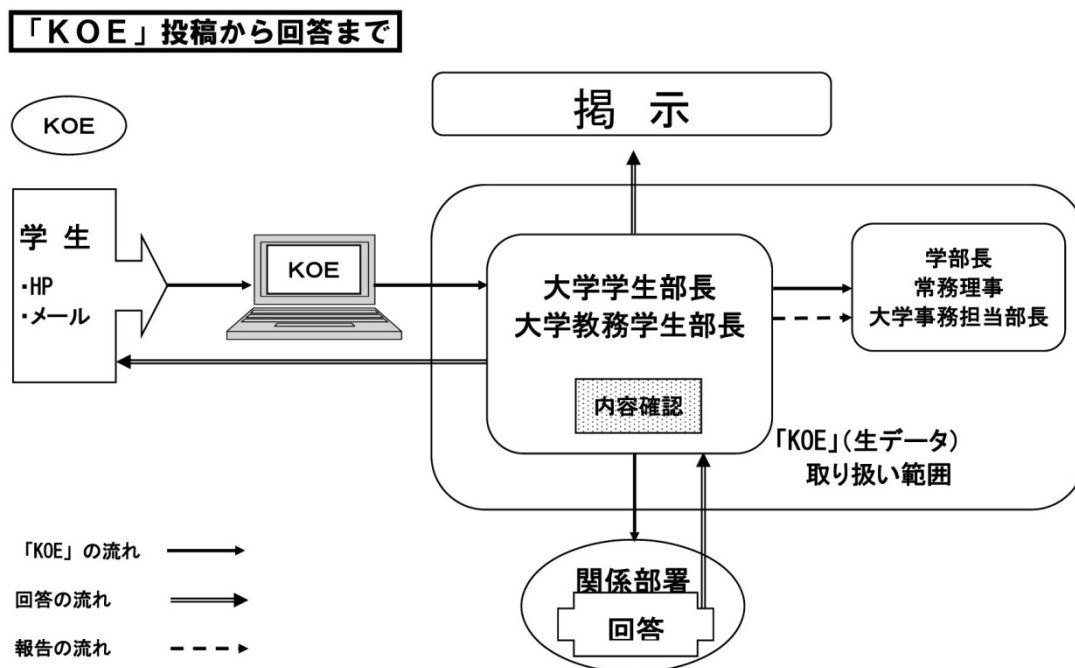
2)保健センター

学生の身心の悩みに対応し、坂戸キャンパスはベッド6台、専任スタッフ3人（医師1人、看護師2人）、非常勤の医師、看護師各1人で運営。平成23(2011)年度、保健センターへ処置・休養・相談等で学生が訪れた件数は2,315件で、1日平均8人であった。そのうち、健康相談・カウンセリング等に関する相談件数は84件であった。駒込キャンパス（栄養学部二部）も同様に専任スタッフが配置されている。二部授業時間帯に保健センターを訪れた件数は98件、うち相談件数は31件であった。保健センターは、授業・行事開催時には職員が待機し、緊急時に備えている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用
 <学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用>

図2-7-3のとおり、携帯メールシステムKOE(声)によりメールで学生から意見、希望、要望、改善策等を汲み上げる。

図 2-7-3



<自己評価>

学生生活委員会を中心に学生生活全般のサービス、厚生補導の体制は相当程度整っている。生活上のセキュリティーにも常時留意し、学生にも注意を喚起することに努めている。

比較的授業料が高いことも念頭に、「日本学生支援機構奨学金」、「横巻のぶ記念奨学金」、平成21(2009)年度秋に新設された「北郁子奨学基金」を柱として、地方自治体や各種団体等の奨学金等の紹介に努めている。経済的に苦境に陥った学生には、学納金延納や分納の制度を設けて対応している。十分とはいえないが、学生の希望に応える体制は充実しつつある。

クラブ活動、学園祭(若葉祭)への支援・振興に努めている。また、学生表彰制度で課外活動の成果が顕著な学生(クラブ)を表彰している。極めて活気ある課外活動が展開されていると考えている。

健康相談、心的支援、生活相談等で問題を抱える学生が以前より増えてきており、早期に学生の相談に対応できるよう担任制度や学生相談室の重要性が増している。健康管理、メンタルケアの面からも、保健センター、学生相談室の一段の整備に努めている。

携帯メールシステム「KOE(声)」により、常時、学生の意見、希望、要望、改善策等を汲み上げることによって、環境は整備されてきていると考えている。

(3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

平成19(2007)年度より学生サービス、厚生補導体制を整備するために、教職員一体

の組織（学生生活委員会）を設けて取組んでいる。平成22(2010)年度には「保護者会」が設立され、保護者と大学が連携して学生の支援に取り組む環境を整えつつあり、学生には出身県別「県人会」の立ち上げをサポートし、学生の仲間作りを支援するなど、一定の成果が見られる。

今後、多様な学生問題の対応が必要であり、一層の充実が課題である。授業料が比較的高い状況を踏まえて、本学独自の奨学金制度の拡充が望まれる。スポーツ方面の課外活動の充実発展のために施設、指導面の強化に努めたい。メンタルケア、カウンセリング体制の一段の充実が必要である。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学設置基準では大学全体で64人の専任教員の配置が必要であるところ、本学では学長、副学長も含めて87人の専任教員が在籍。管理栄養士・栄養士、臨床検査技師、教職課程（家庭科、養護教諭、看護教諭、栄養教諭）などの各資格取得のための必要教員を十分に確保しているので、基準を十分に満たしている。

詳細に言えば、栄養学部及び栄養学部二部を合わせて、専任教員83人（学長1人、教授48人(副学長を含む)、准教授15人、専任講師10人、助教9人)のほか、栄養科学研究所に専任教員4人を配置し、合計で87人という、大学設置基準上の必要教員数(64人)を23人も大幅に上回る専任教員数で構成している。専任教員1人当たりの学生数は、大学全体で24.1人である。

栄養学・家政学部系の他大学と比べ、相対的に本学の専任教員数が多いのは、本学が、理学系設置基準で専任教員を配置してきたことによる上に、各資格取得のための授業科目を法定基準以上に配置し、基礎教養科目や専門選択科目も単科の女子大としては比較的多数配置していることや、厚生労働省の管理栄養士・栄養士養成施設指導要領の基準によって、各専任教員の週当たり授業担当時間数が18時間以内に制約されているためである。また、専任講師以上の教員に占める教授の割合が65.8%と高率である。この他に、他大学に比較して多数の実験実習助手(嘱託含む)26人を配置、補助的業務を担っている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

ア) 教員の採用・昇任等について

専任教員（助教を含む）の採用人事は、定年退職、死亡退職、依願退職等によって欠員が生ずる場合に、栄養学部長を委員長とした女子栄養大学教員人事委員会において、当該教員の専門分野における担当科目及びコマ数、必要な資格等から当該分野での補充の必要性、他の専門分野への振り替え等を審議し、補充すべき専門分

野を決定し、教授会の了承を得て公募する。昇任人事は、学長が必要と認めた場合、教授会に報告し学内公募を行う。

専任教員の採用・昇任人事は、「女子栄養大学教員人事委員会規程」、「女子栄養大学教員選考規程」及び「女子栄養大学教員選考規程 第10条、第11条運営細則」並びに「女子栄養大学教員選考規程第12条（昇任人事）運営細則」に基づき、実施している。

専任教員の採用・昇任は、規程に基づいて行われている。現状の手続きで特に問題はないと考えるが、現在の公募制は学内通知によって公募しており、その結果として応募者は学内関係者の縁故者のみに限定されることが多いため、応募範囲の拡大が課題である。平成19(2007)年度から現行助手を助教に呼称変更した。大学設置基準の助教資格は「大学卒業者」であるが、本学では「大学設置基準」以上に厳しい要件を課している。

イ) 教員評価について

現段階では教員の履歴書・教育研究業績書を収集しているが、現在、本学園には人事考課を行う制度がないので、教員評価は行われていない。

ウ) 研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

FD委員会（委員長：香川靖雄副学長）で学生による授業評価を中心に活動を展開しているほか、各教員がそれぞれ必要に応じて種々の教員研修会に参加している。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

基礎・教養教育会議で一般教養科目関係の問題全般を協議、必要に応じて適宜、教授会に提案・報告を行っている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員組織は大学設置基準に基づく理学関係の必要専任教員数64人を大きく23人も上回る教員を確保している。教育方針に見合った専門分野の専任教員をそれぞれ必要に応じて配置しており、専門分野のバランスで見れば全体として概ねバランスが取れた教員配置である。しかし、教授配置率が高く高齢化傾向が見られ、また女子大の傾向として女性教員が多く配置され、若手教員が次第に少なくなっていることなど、性別及び年齢分布においては偏りが見られることが、やや危惧される。今後も専門分野ごとの教員数の調整を行い、若手教員の採用をより一層加速する等、有能な人材を確保する必要がある。

教員の世代構成のバランスを図りつつ、長期的な人事計画を策定する必要があるため、教員の定年退職後の中・長期にわたる各専門分野の教員配置計画を検討するために、本学に大学院、大学、短期大学部間の一体的な事項（特に教員人事交流）について審議する教授会協議会 {学長(議長)、副学長、常務理事、大学院研究科長、栄養学部長、短期大学部長、学務部長及び関係事務職員で構成}を設置しているが、短期的、つまり当該年度の定年退職教員の後任人事については、必要に応じて同協議会を開催して審議検討し、教員採用を実施してはいるが、中・長期の教員採用計画については、ここ数年はほとんど議論して来なかった。しかし、平成23(2011)年11月22日の教授会協議会で教員配置に関する中長期計画の議題が初めて取り上げられ、専任教員数のシーリング設定を議論したところ、教育の質保証を目的として、現状維持し、学長以外の86人の専任教員数を総枠の定数とすることが決定した。

教員の採用・昇任等については、他大学にみられる専任教員人事の公募方法のいくつかの例を参考にして、より多くの人材の中から、より優秀な人材を採用出来る方法として、平成23(2011)年度から一部の公募について、関連する各大学へ公募要項を

郵送することとした。昨今、他大学でみられるように、インターネットのホームページで公募すると、多数の応募が予測されるので、慎重に検討していきたい。

また、専任教員選考委員会で、書類審査を通過した応募者を選考面接する際に、応募者の専門性と講義力を見るために、平成23(2011)年度より専門分野に関する模擬講義プレゼンテーションを課すこととした。

教員評価は実施していないが、研修やFD(Faculty Development)で補い、個々の教員のレベルアップを目指している。実施するには評価する側とされる側の両者の理解と協力が必要であり、何をどのように評価するか、また、実験系と調査系、一般教養系など、様々な専門分野の教員が在籍しているので、専門分野による評価方法の問題、公平性の確保など、解決すべき問題が山積のため、実施は非常に困難な状況と思う。ひとえに学長のリーダーシップが求められる。

研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについては、学生による授業評価の結果は、その科目担当教員にのみにフィードバックされている。従って、学内外に公表することをしていないので、今後は、結果を何らかの形で公表する工夫を行う必要がある。

教養教育実施のための体制の整備については、現状の基礎・教養教育会議の体制で特に問題はないと判断している。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

教育目標を達成するため、校地校舎等の施設設備の整備は十分に行われ、快適な環境確保に努めている。また、施設設備の安全管理にも十分配慮している。

大学キャンパスは、東武東上線若葉駅から徒歩3分の交通至便な場所（埼玉県坂戸市千代田三丁目）に位置している。校舎敷地と運動場、実習農園がそれぞれ少し離れた団地を形成し、校地専用総面積は57,672 m²（寄宿舍敷地697 m²除く）である。校舎は1号館から12号館と、目的に応じて独立した建物を有しており専用総面積は39,293 m²（体育館・クラブ室棟1,841 m²除く）である。

現有校地面積及び校舎面積は、それぞれ設置基準校地面積17,480.00 m²（収容定員1,748人）、同じく校舎面積16,366.80 m²を十分に満たしており、教育研究に必要な施設設備が整備され、有効に活用されている。

1)校地の概要

①昭和55(1980)年に、東京都豊島区駒込地区にそれまで一部残っていた大学部門を、埼玉県坂戸市に全面移転して校舎敷地44,666 m²（寄宿舍敷地697 m²含む）を現在の坂戸団地に集中した。その後はニーズに対応しながら施設設備の拡張を図ってきた。

②運動場は、キャンパス近接地（東武東上線若葉駅近く）にあるテニス・バレーボール・バスケットボール等に使用できる多目的運動施設(1,669 m²)と、近在の鶴ヶ島市藤金地区の運動場（9,008 m²・テニスコート2面、ジョギングコース）と併せ活用している。

③栄養学の実践という教育目標実現の一環として、野菜等の食材の種まき、発育、収穫等、食材の育成過程を自ら直接実践学習する施設として実習農園(3,026 m²)を有しており、専従の職員を配置し、学生の体験学習の場として教育効果を上げている。

2)教育研究の施設設備の概要

①栄養士・管理栄養士・臨床検査技師・養護教諭・家庭科教員・栄養教諭等の養成をする本学では、関連する法規所定の施設設備、教育研究機器等の整備をミニマムとし、本学独自の教育目標達成のための施設の拡充も図ってきている。特に実験・実習施設は、実践面にも配慮し、本学ならではの教育環境の充実に努めている。

教育研究施設は夫々の教育研究目的に沿って適切に整備され、有効に活用されている。

②図書館はキャンパスのほぼ中央に位置する4号館にあり、面積は書庫を含め1,504 m²。蔵書は、栄養学とその関連分野を中心に約11万冊。学園ホームページの図書館サイト「栄養情報連携システム LIFE」より蔵書の検索、電子ジャーナルやデータベースの利用ができる。学生、教員などの利用者に必要な情報を提供できるように図書館に検索用のPCを設置し、サービスの徹底を図っている。平日は9時10分から21時（土曜日は17時）まで開館しており、学生は授業終了後も図書館で学習できるようになっている。学生の意見を図書館に反映させるために、学生図書委員を制度化し、学生による書店での図書選定や国立国会図書館をはじめ他機関の図書館見学ツアーの実施、「図書館報」作成に関わる編集委員としての活動により、学生の図書館への関心あるいは読書意識の高揚を目指している。

学園創立者香川昇三・綾記念展示室は図書館に隣接設置され、学園の創立の経緯や創立者の建学の精神を学生や教職員さらには学外の方にも、展示を通して多面的な紹介を行っている。

③大学の教育研究施設として、キャンパス隣接地に「女子栄養大学栄養科学研究所」(315 m²)を設置しており、生理学、栄養学、食品学、衛生学など健康を支える食品と栄養科学全般の研究を行っている。さらに食と健康に関する講演会、研究会、企業などへの講師派遣、栄養・調理指導、企業からの受託研究などにも積極的に取り組み、活発な研究開発、普及活動を行い、大学での研究情報発信の重要な基地となっている。

④キャンパス内の研究施設として、生活習慣病研究センター（代謝実験棟）(511 m²)がある。日常生活を反映した代謝研究ができるように、厨房、宿泊施設も完備しており、栄養素の出納試験などを行うことができる。独立した代謝実験棟としては、国内唯一の研究拠点である。人工気候室、二重X線吸収室による身体組成測定室（DXA）も備え、身体組成と基礎代謝、運動代謝などの関係についても研究を進めている。

なお、本施設は、平成11年（1999年）に文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業として建築されたものである。

⑤IT施設としては、坂戸キャンパスに学生がPCを自由に利用出来るiパーク（221 m²）があり、PC130台（貸出用PC30台を含む）、プリンタ4台、スキャナ2台を設置している。平成16(2004)年にPC台数を28台から100台へ増設したが、PCの需要増加に伴い、平成18(2006)年には施設を増築（41 m²）すると共に座席数を100席から137席へ拡充した。開館時間は平日9時～20時30分（土曜日は9時～15時）で、技術スタッフが常駐しており、学生のPC操作におけるサポート体

制を整えている。ソフトウェアとしては、オフィス統合ソフトの他、「栄養 Pro」並びに「エクセル栄養君」を導入しており、栄養価計算や献立作成等、本学の学習環境に即した整備を行っている。駒込キャンパスにもiパーク（PC20台、プリンタ2台、スキャナ1台）があり、平日9時15分～21時まで自由に利用することが出来る。

- ⑥ 学生支援施設としてクラブ室が2棟(451㎡)あり、部活動に活用されている。さらには、音楽関係サークルの活動施設として全館防音により近隣対策も完備した防音棟(376㎡)がある。栄養士養成施設として必置施設である学生ロッカー棟(755㎡)も一人1ロッカーと整備充実している。なお、学生クラブ室2棟は平成25(2013)年に迎える「学園創立80周年記念募金事業」の一環として、平成25年度に改築計画である。
- ⑦ 平成17(2005)年度に新築した12号館(6,469㎡)には、最新鋭の給食管理実習施設、共同機器室、講義室、保健センター、大学院専用の講義室や個人専用の研究ブースをはじめ情報交換や交流ができる大学院専用のコモンスペースなども完備されている。
- ⑧ 食と健康を標榜する本学では、学生食堂（カフェテリア）は、学生の憩いの場であるとともに食に関する教育の場であり、本学の特徴的な教育支援施設のひとつである。

平成22年8月に増築（150㎡）工事を行い、108席を増設し拡充（計762㎡、624席）を図った。増築部分は、既存部分と仕切られているが、四つの出入口から往来でき既存との一体感に配慮している。内装は、色調を明るくし、木目の調度品などが配置され、照明も食の女子大らしくおしゃれで全体的に街のレストランをイメージさせるモダンな造りとなっている。落ち着いた雰囲気醸し出しており、心を癒しながら食を楽しみ、食を考える絶好の場として学生の人気スペースのひとつとして有効活用されている。また、同時期の工事で、既存の食堂部分の照明を明るくし、いすやテーブルも更新し食環境の整備を行い、増設部分も併せて学生の生活環境支援の充実を図っている。

以上のとおり各施設設備は教育研究上のそれぞれの用途目的に沿って適切に整備され、有効に活用されている。

また、各施設設備とも専門の保守管理会社が細部に点検確認をし、故障や異変に素早く対処出来る体制をとり、絶えず安全確保に努めている。

毎年度、研究室委員長を中心とした校舎整備専門委員会、坂戸校舎整備協議会で各部署から改修改善要望を収集し、学生・教職員の安全確保、教育研究での有用度などにより優先度を勘案し計画的に維持改善を行っている。

平成22（2010）年度には、各号館を繋ぐ全ての連絡橋（4箇所）の調査補強を実施し、また、各号館の出入口におけるバリアフリー用通路並びにキャンパス内通路も順次整備を行っている。2011年3月11日発生した大震災において建物自体の被害はなかった。

施設は大学設置基準上の校地・校舎基準面積を十分に上回って整備されており、教育研究の目的達成に有効活用されている。栄養士養成施設等、資格取得に関連して法定された施設設備（調理実習室・給食管理実習室・各種実験実習室・保健室・更衣室<ロッカー室>等）の整備を最低基準として実施し、これに加えて本学独自の教育研究の目的達成に必要な施設設備を充実している。維持管理及び活用面においても、研究室委員長他関係者で組織する坂戸校舎整備協議会をはじめ、施設設備防災の専属事務担当を置き、教学部門・管理部門の協議決定と専属事務組織の実施により、適切な整備と管理運営がなされていると評価する。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は管理栄養士・栄養士、及び臨床検査技師の各資格養成施設として認可されているが、その養成施設の条件として1学級あたりの学生数が50人と規定（本学は旧法適用）されており、近年の厚生労働省の解釈改定で2クラス合併授業（100人）が可能となったので、各科目の教育内容を考えながら50人から100人授業を厳格に実施しているため、基準を満たしていると考えている。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理については中長期的な展望に立ってメンテナンス等を継続し、安全かつ機能的施設として活用するよう維持管理を徹底する。経年により校舎の老朽化が進む中、耐震対策等も視野に入れた施設設備の維持・安全管理、建て替え、新築等やこれらに伴う資金調達も含めた中長期的な検討が喫緊の課題である。平成17(2005)年度の12号館完成で、ハード面の教育研究環境整備は一段落した。今後は現在の施設設備の耐久年数を勘案し、いかに安全に維持管理していくかが課題である。

学園では、平成25年に創立80周年を迎えるに当たり、学生のクラブハウスの建替えを計画しており、これを機会に一層のアメニティ環境の充実拡充を図る計画である。さらには、直接的な教育環境整備と並んで学生の憩いの空間を確保し、学内緑化、建物内に絵画の展示件数の増加をするなど、快適環境を改善確保していきたい。

[基準2の自己評価]

学生の受け入れには、「食による人間の健康の維持・改善を図る」という本学の建学の精神を踏まえ、栄養学部のアドミッションポリシーを種々の方法で、一般に公開し、受験生・保護者等に周知を図り、入試方法も多様な入試方法を利用して、志の高い学生の確保に努め、公正な入試判定により、定員遵守の努力をしている。

教育課程及び教授法では、栄養学の基礎から応用にわたる専門性を深めながら、社会活動・社会貢献を見据え、教科課程を学科・専攻・コースの目的に添った体系的編成をし、科目によって、実験実習の1グループ人数を工夫し、スキルの修得の徹底を図っている。基準を満たしていると評価する。

学修及び授業の支援、キャリアガイダンスでは、学生の能動的・自立的学びへ導き、社会人としても人間としても生涯活動できるように、教員と職員の協働・連携は勿論のこと地域共連携し、スチューデント・インタシブ協定を結び、学生の参加も多い。また、保健養護専攻では、養護教諭を目指す学生には、その職がある地域で根を張るように、就職率100%を目指す気概が生まれ、その波及効果を期待している。基準を満たしている。

単位認定、卒業・修了認定は学則に則り厳格に施行されている。進級に関する規程はないが、慣例として特例（長期病欠、海外留学等）を除き自動的に進級しているため、問題はない。基準は満たしている。

教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての評価結果のフィードバック、学生サービス、教育環境の整備については、大学における学生の顔の表情を把握可能なクラス単位（人数）においてなされることをベースの学生教育、学修指導、学生サービス、環境の安全・安心の整備、学生数の管理をしている。これらは教職員連携下でなされ、学生の要望等も多様なシステム（勿論教職員を介しても）を利用し収集・把握し、必要に応じて学生へ適切に回答することに努め、実績を重ね、基準を満たしている。

最後になるが、教員の配置、職能開発等については、前者の教員配置については、大学設置基準を上回る配置で、国家資格や教職課程等の各資格取得に必要な教員を十分

女子栄養大学

満たしている。しかし、教員の採用・昇任等の教員評価基準は、学務規程には資格記載されているが、数量化した配点法による評価基準はない。後者の教員の植毛開発等については、FDによる授業改善の研修会が年2、3回開かれ、国内外での学会での研究成果発表、専門のスキルを高める研修会等に積極的に参加し、教員の資質向上に努めている。しかしながら、オーストラリアの3大学等と連携協定はあるが、専門領域がフィットしないとかを含め、長期海外研修を希望する教員はこの数年みられない。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人香川栄養学園は女子栄養大学を含め、女子栄養大学短期大学部、香川調理製菓専門学校を設置しているが、その目的は寄附行為第三条に「この法人は、故香川昇三の意思に基づき、国民の栄養生活改善を通じて生活の合理化をはかり、もって日本文化の振興に寄与するため、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする」旨定められている。

また、建学の精神を「食により人間の健康の維持・改善を図る」とし、「食と健康」をモットーに法令を遵守し、独自の教育研究に邁進している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

現在、法人では大学、短期大学部、専門学校を擁する他に、生涯学習センター、出版部、栄養科学研究所、栄養クリニック、松柏軒（レストラン）、プランタン（菓子工房）などを運営、これらの各部門が複合的効果を発揮するよう管理運営体制を整備している。

「寄附行為」に定められた最高決議機関として「理事会」及びその諮問機関として「評議員会」を設置している。毎年度「事業計画」を策定し目的の実現に努力している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為、学則、諸規程等は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等により作成されている。届出、申請等についても法令に定められたとおり遅滞なく正確に行なっており、大学の設置、運営に関しては規則、法律を遵守して取り進めている。

また、理事長直轄の内部監査委員会により内部監査規程のもと監査及びモニタリングを円滑かつ効果的に実施している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

法人が行なう諸活動については「学校法人香川栄養学園 行動規範」に則って行なわれるが、環境保全としてはCO₂削減、節電などの省エネルギー対策、ゴミの分別など、管理部が中心となって教職員の質向上、環境保全活動の推進を図っている。

人権への配慮としては、ハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題に関しては「ハラスメントの防止に関する規程」が制定され、適切な対応措置に必要な事項を定めている。また、個人情報の取扱いについては「プ

ライバシーポリシー」「情報保護管理規程」により適切な対応をしている。

災害時の予防および災害発生時の人的・物的損害を軽減するために、防災管理の確立を目的として「学校法人香川栄養学園 防災対策管理規程」を整備し、防災訓練等を実施して避難路の確認等を行い、災害時の対策を講じている。

学生に対しては学生ハンドブック等にも緊急時の対応について掲載するとともに相談窓口案内や注意喚起を行なっている。

AED(自動体外式除細動器)を学内7箇所に設置しており、使用資格認定講習会等を実施している。

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

「学校教育法」第113条による教育研究活動の状況を「大学設置基準」第2条によりホームページで公開している。その他「大学設置基準」第2条の2による教育研究上の目的、同25条の2による授業内容、卒業認定等の明示、「学校教育法」109条による自己点検・評価の結果公表等を行なっている。

また、「私立学校法」第47条による計算書類、財産目録の公表を行なっている。

平成23年度の「学校教育法施行規則」の一部改正により、第172条の2関係の教育活動の状況を公開している。

学園の情報公表については、法令遵守はもとより公的な教育機関としての社会への説明責任として、毎年、内容について見直しを行い情報公表の充実を図っている。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では、今後益々の少子化に向けて、特徴ある教育研究に注力し他大学との差別化を図っていくことを意識して管理・運営を強化する。差別化の手段として、使命・目的の実現のために建学の精神に基づいた教育研究、健全な経営、法令遵守とこれらの情報を適切に公表することが不可欠と考えており、一層の充実・向上を目指していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園では、学園の使命目的達成に向けた以下の機関において、戦略的意思決定を行っている。理事会は学園運営上、法人の最高決議機関であり、「学校法人香川栄養学園 寄附行為」第6条に基づき、法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する。

理事は「寄附行為」に従い10人以上16人以内の範囲内かつ、選任区分は1号理事「女子栄養大学長」、2号理事「評議員のうちから8人以上14人以内」、3号理事「学識経験者1人」となっており、現在数は15人である。また、理事長は理事総数の三分の二以上の議決により選任する。

理事会・評議員会は、原則年2回(3月及び5月)開催され、重要案件を審議するが、早急な対応が必要な案件で年に1~2回臨時に開催する。

「寄附行為」第7条により理事会のもとに常任理事会を置き、理事会の機能を補完している。理事会の委任により、常任理事会規程に則り経営の基本方針、全般的業務

執行方針、並びに重要な業務の計画・実施に関し協議し、決定する。理事中の8人で構成し、監事2人は出席し意見を述べることができる。原則毎月末の火曜日に開催し、必要により臨時開催している。

日常業務の円滑な執行のため必要な事項(起案)の決裁、各部署の状況報告並びに常任理事会及び理事会・評議員会に諮るべき案件の事前協議の場として役員会を開催している。毎週1回(原則火曜日)開催し、常任理事会メンバーの理事が出席し、学園・大学の運営に関わる事項が上程され議論される。

平成23(2011)年度中に開催された4回の理事会の出席率は100%であり、出席状況は適切である。

総じて管理運営に関する方針は寄附行為により明確に規定され、学園の運営は諸規程に基づき行われている。加えて、学園の意思決定方針を遂行するための合意形成、意見調整、協議の場として各種会議体が設けられており、大学の目的を果たすための管理運営体制は整備され、適切に機能していると評価している。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

喫緊の課題ではないが、理事・評議員の高齢化が進んでおり、一方、現在のメンバーに比肩する後任者を簡単には得ることが難しい。現理事・評議員の意向、意見を踏まえて中期的な世代交代を、計画的に進める必要がある。

また、現在、理事および評議員の選考のための規定を整備するための検討を行なっている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

●栄養学部・栄養学部二部

学内意思決定機関の縦軸として、教授会と学科会議があり、横軸として、学科長会議、基礎・教養教育会議等が設置され、さらには、本学独自の教育(教職課程)、国家資格取得の教育(管理栄養士、臨床検査技師等)における各種委員会(教職課程センター会議、国家試験対策委員会、臨地実習・校外実習センター等を含む)が設けられ、各レベルでの意思決定は円滑である。そのための規程は最高意思決定機関である教授会において審議決定され、各機関は、これらの規程(学園イントラネット内の学務関係規程集に掲載)に基づき運営されている。

また、本学のカリキュラムの特徴である学際性を踏まえ、専任教員は近縁専門分野を7グループに分け、科目編成、教育スタッフの配置等を含め、教育研究に関して自由に議論を交わす場を設け、一方で意思疎通・調整を図っている。

●大学院栄養学研究科

各機関の連携・協力は円滑であり、意思決定過程は迅速、公正、透明であり評価できる。平成20(2008)年4月実施の「特定健診・特定保健指導」制度にも、理論及び方法論においてトップクラスの豊富な人材を有している大学院として迅速に対応し、平成20(2008)年11月に指導者向けスキルアップ講座を実施した。また、平成21(2009)

年度より厚生労働省「健診・保健指導の研修ガイドライン」実践者育成研修プログラムに準拠した栄養学専攻の開講科目「実践栄養学専門演習」＜特定保健指導論＞を開設し、公開科目として広く外部からも専門職の受講を受け入れ、平成 23(2011)年度も引き続き実施した。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮
学長の選考は、理事会が教授会の意見を徴して行うことになっており、学長は理事会、教授会の総意をもって決定される。

本学学長は教育・研究面はもちろんのこと、副理事長として理事長を補佐し、法人経営の面からも状況を適格に把握し、リーダーシップを発揮している。

学園では将来の発展を期して、長期的に安定した経営基盤を確立する方策を樹立するため「学園構想協議会」を置いているが、学長は教学の責任者としてこの中に設置された教学委員会の委員長となり、大学院、大学、短期大学及び専門学校等に関し、主に教学のあり方について特定の課題の検討を担っている。

また、本学園では学長がリーダーシップを発揮して、大学院、大学ならびに短期大学の一体的な運営の円滑化を図るため「香川栄養学園教授会協議会」を招集し、議長となって学則で定められた審議事項、その他重要事項についての協議を行なっている。この結果は、教授会に報告することにより学園内での周知徹底を行なっている。

その他、学長は教学系のほとんどの会議にオブザーバーとして出席し、現状、問題点を常に把握し、教学・法人両面でのバランスを取りながら、リーダーシップを発揮し、適切な運営を図っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

●栄養学部・栄養学部二部

教育・研究に関わる意思決定機関の組織・運営は、大学の使命・目的を遂行していく上で十分機能を果たしている。しかし、一層の改善・向上を図るために、全学的に教学改革推進委員会を立ち上げ（平成 24 年 6 月）、教員情報管理、ICT 活用、国際化、FD などの諸課題に取り組んでいるところである。

●大学院栄養学研究科

食と健康の指導者養成を担う大学院として専門研究及び社会の要請は多様化し変化は加速されている。本大学院がその先導的役割を果たすには、多数の優秀な学生確保が必要である。そのために「諸問題検討委員会」を随時開催し、懸案の解決に当たっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

≪3-4 の視点≫

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

1)本学では、教学の最高意思決定機関として教授会が、管理運営の最高意思決定機関

として理事会がある。教学の最高意思決定機関である教授会は、月例で開催され助教以上の全教員が出席し教学の案件の審議報告がなされる。当該会議には教員のほか管理部門の責任者である常務理事、関係事務部門責任者がオブザーバーとして参加して意見を述べ、重要事項の周知徹底、協力要請を行うなど相互の認識を図り意思決定にコミュニケーションを図っている。教授会決定事項の大半は理事会に報告ないし仰裁される。一方、予算策定方針等の重要事項には、教学部門も参加を求めている。校舎建設・補修・整備を検討する校舎整備協議会（年一回開催）は、教職員で構成され、その専門委員会委員長は、教員である研究室委員長が務め、教学・事務部門双方の委員による有機的な徹底議論により情報の共有を図り、学生教職員の安全性と教育研究上の有用度を勘案し実施に移すことにしている。

- 2)学務運営会議（隔月開催）は、大学と併設校の教学部門の共通する重要課題につき役職教員と理事者側が意見交換するを行い、課題の共通認識を得ることを目的としている。議題も幅広く、教学部門の関心事項を俎上に乗せて忌憚のない意見交換を図り、理事者側が教学部門の意向や思いを汲み取りこれを学園施策等に反映する狙いがある。
- 3)教授会協議会は学長が議長（学務部長が座長）を務め、大学副学長、短期大学部副学長、大学院研究科長、大学学部長、短期大学部長、常務理事、理事、学務部事務部長がメンバーとなり、各学校に共通する重要事項につき事前の意見交換、調整協議等を行う。案件によりメンバーを拡大し、総務部長が出席して実務上の問題点すり合わせも行う。
- 4)部長会は月1回開催され、事務部門の複数部署間に関連する案件の協議・調整の場として意思疎通を図っている。
- 5)その他、学園構想協議会を設置しており、全学園的な課題（大規模キャンパス整備、教育機構の改編新設など）につき教学・事務両部門の総意を結集し基本的方向性を確認・決定している。会長は理事長、教学委員長は学長、運営委員長は常務理事が務める。決定事項は、教学・事務の関係部署に回され、詳細検討と決裁を経て実行に移される。最近は何もないため協議会は開催されていない。
- 6)理事会・評議員会の方針を遂行するための合意形成、意見調整、協議の場として各種会議体が設けられており、大学の目的を果たすための大学及びその設置者の管理運営体制は整備され、適切に機能していると評価している。委員会や会議が多く、教職員の負担が大きい面もあるが、教学部門の参加型意思決定と、事務部門の縦割りの意思決定が調和しうまく機能していると評価する。もちろん、実務レベルでの連携は日々双方が留意して取組む必要がある。諸会議を通じて積極的にコミュニケーションを図り、業務の円滑な運営のために相互の理解と協力が得られる体制をとり、相互に有機的に機能していると評価される。

3-4-② 法人及び大学の管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
寄附行為第18条で定める事項（予算、借入、重要財産の処分、事業計画、予算外義務負担又は権利放棄、寄附行為変更、合併、解散及び残余財産の処分等）については、理事会決議のほか、評議員会の決議を必要とすると定めており、さらには収益事業に関する事、寄附金品募集、剰余金処分、寄附行為施行細目に関する事及び理事長が必要と認める重要事項などについては、寄附行為第19条で、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと定め、理事長、理事会・評議員会相互のチェック機能を備えている。

また、第20条においては、評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対し意見を述べもしくは諮問に答え又は役員から報告を徴するして、ガバナンス機能を定めている。

監事は法人の理事、職員以外のものから評議員会の同意を得て理事長が選任し、業務の監査、財産状況の監査を行う。これらの監査の結果の不正、法令・寄附行為違反する重大な事実がある場合は文部科学大臣、理事会・評議員会に報告しなければならない。

監事は、毎月開催される常任理事会（寄附行為第7条）、さらには理事会、評議員会に出席し、理事の業務執行を監査し、さらには年度末には計算書類の監査など会計業務の監査を行っている。不正行為、法令など違反などがあれば、規定に従い当然に理事会・評議員会に報告することになるが、現状ではこのような重要な違反事実の指摘はない。

公的研究費に使用に関する内部監査委員会を設け、年に一度、2ないし3の研究に関し研究結果、経費の適正な使用などについて、内部監査を行っている。

理事長、理事会・評議員会、監事、常任理事会などの権限と責任及び相互のチェック機能は寄附行為上明記され、これに基づき管理運営されており、相互のチェックによるガバナンス機能は確保されていると評価する。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのとれた運営

基本的に、学園には運営に関する全体的な会議体として、理事会を筆頭に、常任理事会、役員会、部長会、学務運営会議、業務連絡会議など定期的開催される会議と必要案件に応じて開催される学園構想協議会などがある。その殆どに理事長自ら出席し、出席者から直接意見・課題などを吸い上げ、さらには運営に関し指示を行っている。

このように理事長は、部長会、業務連絡会、学務運営会議などに出席することにより、日常的に現場とコミュニケーションを図り、現場を掌握しながら経営のトップリーダーとして考え方や方向性を現場に伝達し、さらには現場の意見・提案を徴する機会としている。

教学面においても、単科大学であるため、学長は、極力、関連教学会議に直接出席し、各学科の教育運営方法などつぶさに聴取し指示を出す状況にあり、現場の意見を吸い上げ教育目標を議論し、成案に繋げている。

教学、経営に関する方針方向は、毎年年初に実施される理事長、学長の新年の挨拶で具体的に示され、教職員が学園の向かうべきベクトルを確認する良い機会となっている。この方針は、学内報で掲載し教職員に周知を図っている。

学園は、学園のリーダーである理事長・学長が教職員との直接的な意見交換を通じて自らの考えを浸透させ、逆に教職員（現場）の考えに耳を傾けて学園運営に取り入れ活用するのに、規模的に適していると評価できる。

今後はリーダーシップとボトムアップを系統的に構築することが今後の課題である。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

大学の各管理機関とのコミュニケーションについては、教職員が坂戸・駒込の両キャンパスを移動する必要を最低限とし、しかも連携の実を上げ得る Web 会議、TV 会議等を検討すべきと考えている。この点は坂戸・駒込地区間の移動時間、労力、費用などの観点からも早期に解決すべき課題と認識している。

管理運営に関する方針は寄附行為により明確に規定され、学園の運営は諸規程に基づき行われている。加えて、理事会・評議員会の方針を遂行するための合意形成、意見調整、協議の場として各種会議体が設けられており、大学の目的を果たすための大学及びその設置者の管理運営体制は整備され、適切に機能していると評価している。

法人及び大学の管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性については、喫緊の課題ではないが、理事・評議員の高齢化が進んでおり、一方、現在のメンバーに

比肩する後任者を簡単には得ることが難しい。現理事・評議員の意向、意見を踏まえて中期的な世代交代を、計画的に進める必要がある。

また、寄附行為に理事および評議員の選任区分はあるが、選考のための規定がないため整備について検討している。

リーダーシップとボトムアップのとれた運営について、現在、リーダーシップとボトムアップは学園の規模的な面からバランスよく機能していると判断されるが、将来を見据えた学園の構造的改革に結びつくリーダーシップと教職員からの改善改革の積極的な提案システムの活性化の必要があると判断される。

その手始めとして、去る4月に理事長室を設置し、理事長諮問機関として「学園改革推進会議」を発足させ、学内の課題掘り起こし・提案制度を立ち上げ、これらの提案は、理事長指示の下、必要により若手を中心としたプロジェクトチームを結成し改革に繋げるシステムを構築しスタートラインに立ったところである。今後この制度を充実させ、改革改善を推進する計画である。

現在、学園改革推進会議を中心に教学に関する課題の掘り起こし行っており、また、理事長室を中心に、事務部門の抱える課題について各部長を經由に課題提出をさせたところである。今後、改革会議、理事長室を中心にこれらの課題を分析し、計画的に改革改善に繋げる必要がある。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学では、教育研究理念の具現化に向けて円滑かつ効率的な業務対応及び支援体制の確立を基本視点に権限と責任を定め、職員の事務組織を編成している。法人全体の職務分掌、組織、各組織の分掌内容、業務遂行の権限などは事務組織分掌規程で定めている。

学園規模が小さいため、三学（併設の短大学部、専門学校）の共通業務を横断的に所轄する事務組織と大学独自の事務組織に分かれて日常の業務を執行している。

横断的組織としては、総務部（人事・給与、福利厚生、情報ネットワークインフラなど）、管理部（施設・維持管理、庶務業務など）、経理部（経理、財務など）、学務部（教授会、学則管理、補助金、教育研究補助業務など）、国際交流部（学生の海外研修、教員の学術交流業）広報部（入試広報、学園広報など）があり、大学、短大部、専門学校を横断的に所管している。

大学関連独自の事務組織としては、大学教務学生部（大学教務課、大学学生課、大学就職課）、図書館（図書館業務）、大学事務担当（全般的な学事業務）、管理部大学管理担当（施設設備保守、庶務業務）がある。栄養学部二部（夜間部）は駒込キャンパスにあるため、担当の事務部署である栄養学部二部教務学生担当（担当：課相当）

は駒込教務学生部に帰属する。

これらの組織が、それぞれの権限と責任において、規程に基づき職務を分掌し、相互に連携協力して有機的に機能をしている。

日常業務執行に関する会議体としては、部長会（月例）では、理事会、常任理事会、役員会の審議案件等の説明報告、各部で抱える業務遂行上の課題、改革案件、学園全体の人事・財務及び業務遂行に関する課題などを幅広く議論を行い、問題意識の共有を図っている。また、毎週開催の業務連絡会では、各担当（課）の責任者等が運営要領に従い、業務内容についての進捗状況報告及び情報交換、全学的な業務日程調整などを行い、業務の効率かつ円滑対応に努めている。

職員の配置については、教育目標を達成するための各セクションの役割を考え、人事配置を行って効率的な業務遂行を図っている。

大学の職員構成は正規職員 60 人（栄養学部 56 人、栄養学部二部 4 人）嘱託職員 21 人、アルバイト職員 109 人、合計 190 人となり、その他、派遣スタッフ 4 人を配置している。嘱託職員を含む職員（81 人）1 人当たり学生数は、収容定員（1,868 人）ベースでみると 23 人となる。

学園では事務組織分掌規程により、担当業務別に事務組織を編成し、当該部署の業務内容、業務遂行権限、業務遂行責任などが明文化されており、各部の権限と責任は明確化されている。

また、事務組織に加え、会議体の有機的活用により、効率的な業務の執行を図っている。

事務組織、職員数、採用等は、大学の規模からみておおむね適切と判断している。

ただし、職員の高齢化に伴う適切な人員構成確保の面で対応が急がれる現状、その対応に苦慮しているのが実情である。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

学園の業務執行は理事会・評議員会、常任理事会、役員会、部長会などが中心になっている。

管理運営の中核になる機関としては、理事会（原則年 2 ないし 4 回開催）、常任理事会（月 1 回開催）、役員会（週 1 回開催）が設置されている。最高意思決定機関である理事会で決定された経営の基本方針を受けて、常任理事開会で具体化されるのが基本であるが、常任理事会に上程される前の議論を役員会、部長会などで意見交換、協議の上、改めて常任理事会で審議決定される流れにある。

学園の次年度事業計画は前年度 3 月に予算理事会で決定され、その決定を踏まえて、各部の業務計画を立て、業務を遂行する。

理事会は、寄附行為の定めにより 10 人以上 16 人以内の理事と 2 ないし 3 人の監事から構成される。現状は理事 15 人に監事 2 人。理事のうち学内理事は 7 人（教員 3 人、事務系 4 人）、学外理事 8 人で学内外の均衡は図られている。監事は学外者 2 人である。

寄附行為第 7 条により理事会のもとに常任理事会を置いている。常任理事会は、学内理事 7 人、学外理事 2 人、監事 2 人で構成され、寄附行為第 7 条により理事会から委任に基づき、経営の基本方針、業務執行方針、重要業務の計画、理事長が必要と認めた事項の協議を行う。常任理事会は理事会の機能を補完する。理事会の委任により、常任理事会規程に則り経営の基本方針、全般的業務執行方針、並びに重要な業務の計画・実施に関し協議し、決定する。理事中の 9 人で構成し、監事 2 人は出席し意見を述べることができる。原則毎月末の火曜日に開催し、必要により臨時に開催する。

役員会は学内理事 7 人、学外理事 2 名、大学副学長（評議員）で構成され、日常

業務の円滑な執行のため必要な事項の決裁（予算外及び100万円以上の案件）、各部署の状況報告や学園運営に係わるほぼ全ての事項、常任理事会及び理事会・評議員会に諮るべき案件の事前協議の場であり、毎週1回（原則火曜日）開催し、常任理事会メンバーの理事のみが出席する。

部長（事務系統）会議は、日常の業務・実務の遂行の円滑化を目的に月1回、開催する。理事長、常務理事、各部長が出席し、学園方針の周知徹底、課題の意見交換を行う。

業務連絡会は、毎週木曜日に開催され、各担当（課に相当）から原則、管理職1人以上が出席し日常業務の進捗状況を確認し、きめ細かい意見交換と連絡調整を行っている。

管理運営に関する基本方針は寄附行為により明確に規定され、学園の運営は諸規程に基づき執行される。加えて、理事会・評議員会の方針を遂行するための合意形成、意見調整、協議の場として各種会議体が設けられており、大学の目的を果たすための大学及びその設置者の管理運営体制は整備され、適切に機能していると評価している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

入職時研修として、大学職員のあり方、学内組織・規程等の学内研修を実施し、入職後は外部団体主催の職員研修会に派遣して、私立大学職員・社会人としてのあり方等の意識高揚を図っている。

階層別、業務別研修等は外部講師を招聘し、学内で一括しては特段行っていないが、外部団体研修への積極的参加、OJT(On the Job Training)等により業務の専門知識とスキル向上を図っている。また平成16(2004)年度から自己啓発制度を新設し、業務に直接関係する内容及びそれ以外にも対象を広げ社会人としてのスキルアップを目的に、通信教育受講費の一部補助を行っている。

今後の課題として、全学的なSD (Staff Development)として組織的な取り組みが必要である。平成22(2010)年度は外部講師を招聘し、私学関係の法体系に関する全職員対象に実施した。

また、職員が部課長と面談し、年度の各自目標を設定してその達成に積極的に取り組み、次年度初めに、達成度につき自己評価と上司評価を行う目標管理制度の確立・充実に取り組んでいる。目標管理についての理解度アップのため平成23(2011)年9月と11月に、外部講師を招聘し、管理職、非管理職に各々研修を実施した。

新入職員研修、階層別さらには業務別研修への取り組みなど全般的に十分といえず、職員の研修システムの構築と、実施が必要と考えている。今年度は、目標管理シートの内容の充実改訂を行い、目標管理の徹底と効果的活用を図り、職員の能力開発、意識改革が必要である。平成23(2011)年には目標管理に関する学内研修を実施し、その活用による職場活性化への啓蒙に取り組むことができた。また平成24年度には管理職に対する目標管理に関する部下との面接方法やマネジメントの基本などを中心に研修を組み立て計画・実施している。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

私立大学は、取り巻く環境からのニーズが年々厳しくなる中、これらに対応した業務執行、説明責任を強く求められる環境にある。併せて教育改革・改善の取り組み、運営基盤の強化改革への取り組みなどの実質化も大学に課された課題である。今後一層の学内組織の強化、権限・責任の明確化を図り、社会の大学に対するニーズに応える必要がある。

そのためには事務組織のあり方などについても、定期的に検討する必要があると考えている。

学園では、平成 24(2012)年 4 月に施設管理、防災を専門に担当する管理部を新設し、6 月には学内改革の計画部隊として「理事長室」を立ち上げ、学内に横たわる管理運営の関連する改善改革課題を掘り起こして理事長に提案する組織を設置した。併せて、理事長の諮問機関である「学園改革推進会議」も設置し、主として教学関連課題に関する改革改善について理事長宛に答申する組織を設置した。

多面的に学内改革を進めることを検討しており、当面、給与人事関連の規定改定、人事・給与の統合管理による一体化をはかり、将来の人事給与制度の改革に資するため、着手したところである。また、専門学校定員増について具体的に検討着手している。

また、私学を取り巻く環境とその運営が多様化、複雑化する中、職員の業務内容及び必要とされる資質・能力にも大きな変化が生じている。高いレベルの業務スキルを要求されるような時代であり、これらに対応出来る人材育成・確保を行い、適材適所の人事配置異動の活性化などを含めて、人事制度の改善を図る。現在試行的に行っている目標管理についても、引き続き研修などにより一層の徹底充実により職場活性化をはかり、また、人事考課への反映も含め、職員の士気高揚に向けて深化を図りたい。目標管理における第 2 弾研修として今後は考課者、被考課者としての研修の徹底を図り職場活性化を図りたい。目標管理を徹底することにより職員の能力開発・職場活性化を図っていきたい。

なお、職員の高齢化に伴う適切な人員構成確保は、学園の将来において重要な課題であり、職員の採用・配置換えなどにより、中長期的な職員の年齢構成バランスを検討研究し改革に取り組む必要がある。また、年功序列型給与体系で、悪平等的も感じられる。職員の士気高揚を図るための手立てが喫緊の課題である。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

毎年度策定される事業計画・予算編成方針等に基づく財務状況は余裕のある財政状況とはいかないまでも一応基準を満たしている。

財務については基本的に大学を含む法人全体として捉えており、大学部門独自の方針等を捉えたものはない。大学の学生数は学園全体の学生・生徒合計の 80%を超えている。このため大学の学納金等収入は全学園収入の 80%で、財務全般に及ぼす影響が非常に大きく、予算措置も大学が中心であることはいうまでもない。また、大学は実践栄養学科・保健栄養学科（栄養科学専攻・保健養護専攻）・食文化栄養学科からなるが、食文化を除き管理栄養士・栄養士等の養成に関わる厚生労働省の入学定員管理が極めて厳しいため、学生生徒等納付金収入が毎年大きく変動することは少ない。尚 平成 20 年度において、大学(実践栄養学科)にたいする厚生労働省(関東甲信局)の監査がおこなわれ、その時点においても入学定員超過については厳しく指導をうけており、ますます収入確保が厳しい現実となりつつある。

それでも毎年度の予算は、大学全入時代の競争に対応するため教育の質の向上、施設・設備等の拡充等の観点から、大学に注力する方向で策定してきている。

別添予算編成資料により、財政の現状認識を理解させ支出抑制をここ数年強いている。

一方学生負担軽減のため、平成 16(2004)年度から平成 19(2007)年度にかけて入学金、課程履修費、調理学実習費等の引き下げ、廃止等を、平成 20(2008)年度は大学院の入学金の引下げ等を実施した(大学学納金の一部軽減策に伴う措置を実施してきた)。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

帰属収入に対する学納金依存率(80%・平成 22(2010)年度決算(法人全体))が高いため、収入源の確保は手数料収入・資産運用収入・寄付金・事業収入など幅広く求め、学納金依存率の引き下げと、さらなる経費削減努力が必須である。

また、2年後に実施されると思われる消費税問題についても喫緊の課題として捉えており、支出負担増が予想されるので、収支均衡を図るべく収入・支出両面にわたり検討している。なお予想される財政負担額は、教育研究費・管理経費・施設設備費等の現状試算では約1億円と判断している。

平成 23(2011)年度予算編成方針抜粋

理 事 長

国民の期待を担って発足した政権交代から1年が経過した。その間の評価については7月の参議院の結果を見るまでもなく失望ばかりが目立つものとなり日本の将来についての不安が募っている。「失われた20年」というフレーズも聞きなれてしまった。財政赤字は膨らむ一方で将来の世代へ債務を先送りしているが少子高齢化の中返済の見込みはたっていない。

当然のことながら教育の現場も国家財政の危機から影響を免れることはできず、平成 23(2011)年度予算の概算要求基準には、「各省庁の予算を(平成 22(2010)年度の金額から)一律1割削減」とあり、それはそのまま学園の補助金収入に反映される可能性がある。国庫補助金は本学の帰属収入の1割近くを占めるもので、この影響は小さくない。

一方で税制の見直しと称し消費税アップも検討されつつあるが、学校法人では施設設備費や諸経費にかかる消費税分の上昇を納付金に転嫁できないため、負担増は一般企業以上に大きくなることを見落とすべきではない。高負担に耐えるためには経営体質の強化は今までに増して急務となっている。

平成 22(2012)年度定員割れした4年生私立大学は38.1%で前年度より8.4ポイント減少、また私立短期大学では62.5%で6.3ポイント減少した。これを学校経営環境が好転した結果と楽観できるかというところ、そうした要素は殆ど見当たらず、むしろ危機感を持った各学校法人の経営努力の結果と考えるべきではないか。

本学園でも専門学校を除き大学・短大において定員を確保することができているが、それにもかかわらず学園の財政運営は更に厳しさを増してきており収入増加と経費削減の努力は依然として必要である。

まずは学生数増加の規制が少ない学科の学生数増加と短大の定員の確保は勿論、特に専門学校ではここ数年の低迷状況から早く脱却をして、定員以上の人員を確保し学園全体に貢献が図られるように期待するものである。

こうした内外の厳しい環境下において、平成 23(2011)年度予算作成は今年度同様確実な収入、より効率的な支出となるべく厳しく見直しを実施し、策定していただく

ようお願いしたい。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

財政状況は現状の学納金依存率からみてもわかる通り、依存率が高い。今後の 18 才人口の急激な減少や同系列の大学参入など、財政状況の見通しは長期的な観点からは難しい局面になると予想される。また寄付金や資金運用収入などでも、国際金融情勢の影響などにより運用収入の縮小・寄付金の減少などが続いている。

一方比較的変動が少ないと思われていた補助金収入についても、制度改正等から平成 23(2011)年度は前年度対比 20%減額となった。

この状況は平成 23(2011)年度の特別補助金から一般補助金への資金シフトの影響が大であるが、

学納金に対する教育研究経常費率が高い弊校では、減額幅が多いのも独自の課題として捉えていく必要があり、今後の補助金の政策は教育改革のポイント(国家戦略会議より)に則した大学改革が一層もとめられる。

産学連携や地域貢献など収入増加に繋がる施策を展開することや、そうした者の視点を重視した教育活動を行うことも、そういった教育内容や学生の卒業動向、財務・経営状況などを一早く公表・公開を推進していくことが私立大学の発展にとって有効だと判断する。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に基づき、「学校法人香川栄養学園経理規程」・「資金運用細則」・「事務職員職務権限規程」「固定資産及び物品管理規程」等などにより適正な処理がなされている。

大学の教育研究経費等は消費支出計算書関係比率に列挙しているが、帰属収入の 25% 前後により毎年配分されており、学納金比率から他大学と比較して、やや低い水準にあると判断している。

会計処理らの流れを以下に示す。

- ① 常任理事会で予算編成方針の決定。
- ② 毎年 11 月初旬に予算編成方針に基づき理事長から各部予算の作成を指示。
- ③ 予算システムからの各部の入力資料により予算ヒアリングの実施。
- ④ 全体予算策定により、役員折衝により各部予算の概算数字の確定。
- ⑤ 予算評議員会・理事会により承認手続きを実施。
- ⑥ 各部予算システムにより予算承認を通知。
- ⑦ 予算決定により予算システムへの個別配分を実施。
- ⑧ 各部署は配分された予算により管理体制の下、執行となる。

予算編成については、各部署からの要求額による積み上げ方式を採用している。逐年増加傾向にあるが、学納金推移等の状況から原則的経費の圧縮配分となっている。

予算編成後については、執行伝票の入力後即予算管理簿への反映がなされるシステムを構築されており、各部署の支出状況が管理できるものとなっている。

予算執行に際し、物品調達については検収、起票、支払を各専門部署が行い、各責任者の監視の下、明瞭な処理が行われている。同様に人件費等の支払は原則として全て銀行振込とするとともに、アルバイトについてはタイムカードにより管理された勤怠情報に基づいた支払が行われており、この面においても不正が行われる可能性を排除している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

1) 監事は2人で、監査法人は興亜監査法人を昭和46(1971)年の学校会計基準制度発足時から起用している。監事は非常勤だが、将来的には常勤監査の充実を検討する必要がある。

2) 監査法人による監査状況は以下のとおりで、いずれも期中監査及び決算監査である。

平成19(2007)年度	実施日数は延べ9日	延べ人数25人
平成20(2008)年度	実施日数は延べ10日	延べ人数27人
平成21(2009)年度	実施日数は延べ10日	延べ人数27人
平成22(2010)年度	実施日数は延べ11日	延べ人数30人
平成23(2011)年度	実施日数は延べ11日	延べ人数30人

3) 監査報告及び監事との意見交換等

毎年5月に決算概要について理事長(担当:経理部)から学園監事に報告し、毎年5月に決算概要及び業務監査内容につき、監査法人及び学園監事、学園代表者を交えて意見交換を実施している。

また監事は毎月1回常任理事会に出席し、財務及び学務運営全般の状況を把握し、必要に応じ意見も述べる。

資産運用状況についても、近年の運用環境の悪化などによる資産運用収入の低下はやむを得ないと判断している。弊校の運用余資は120億円前後に推移している。運用収入利回りは別紙の通りで検討していると評価を受けてある。

しかしながらユーロ圏内における国債格下げ・国債金利(価格の低下)の上昇など世界的に混乱をきたしており、保有する債券の相手国にはヨーロッパの公庫・公社・銀行等が発行する債券を保有しているため、少なからず影響はないとはいえない。例えばドイツ復興開発銀行・フィンランド地方金融公社・フィンランド地方金融公社・オランダ治水金融公庫・欧州投資銀行・BNPパリバ銀行など関連する発行体は現存するそのような国際機関をはじめそれに類似する発行体が時価額等に及ぼす影響は少なからずある。しかし直接的に受け取る利息や元本がユーロに連動してリスクが生じる商品は一切現存しない。

(3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

監査法人による監査は法人本部及び収益事業の中心である駒込を重点対象にしてきたが、近年の公的資金の取り扱い及び学内体制等につき坂戸にある大学の監査体制を強化する必要になった。

その中で、経理部と管理部の大学管理・駒込管理担当の関係職員で定例会議を開催し(2カ月に1回程度)事務の整合性及び事務の精査などを進めている。特に研究室等の事務指導及び納入業者等への適正な指導強化も図る必要があると感じている。

会計監査についても大学への回数を年1回から2~3回程度に増やし、大学全般に対する牽制強化を図ってきているが、事務担当者の経験充実、担当部署を超えた組織強化が急がれる。

また科学研究費の取扱について平成21(2009)年度から文部科学省科研費を平成22(2010)年度から厚生労働省科研費を、学内研究費支出と同様の取扱により管理体制を強化した。なお発注及び検収業務については完全実施に至っておらず、今後の課題として捉えている。

また、平成24(2012)年度から管理部の創設などがあり、体制が整い次第課題への取組を期待したい。

資産運用状況についても、現状の枠を超えての積極的な運用は考えられない。

多少利回りの低下はやむを得ないとして、堅実運用に心がけ安定的な運用収入を心がけていきたいと判断している。平成24(2012)年度については、資産(土地)の購入が具体的にあり、多額な資金投資であるため、新たな運用はより慎重な年度となる。

[基準3の自己評価]

経営面での意思決定は理事会を中心になされ、またその決裁起案が常任理事会、部長会など下部機関に反映されるようになってきていること、また管理運営機関のコミュニケーションがとれガバナンスもよく機能していると判断される。リーダーシップとボトムアップについても学園の排他的な面も有利に作用していると評価できる。

財務全般についての評価について、財政的に収支均衡状態はしばらく続くものと判断している。しかしながら懸案事項であった退職給与引当金の100%積み上げも平成23(2011)年度に終了し人件費の削減効果が出るものと判断している。また団塊の世代による退職者が平成24(2012)年度から平成26(2014)年度にピークを迎える。団塊の世代の退職による人材不足は発生しないと判断しており、幾分成りとも財政の負担軽減に繋がるものと確信している。

ただ課題はないわけではなく、特に短大・専門学校の新設については安定的とはいえ、これは弊校だけの問題ではないが対策が急がれる。

そのような改善が実行されていく中で大学を含めた学納金引き下げ議論に繋がるものと判断している。

毎年数億円規模による施設の充実を図ってきているが、老朽化した建物について長期計画に沿った課題にもそろそろ考えていかなければならない状況が近づいていると判断している。

幸いにも隣接土地の確保による駒込地区の開発には拍車がかかるものと思うが、計画的な基本金の積立なくしては考えられずこれも中・長期計画の中での議論となろう。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学園全体としては、自己点検・評価を推進するため平成 4(1992)年 6 月に理事長提案により自己点検・評価委員会を設けたことに始まった。その後「学校教育法」の改正により認証評価の受審が義務化されたことを受けて平成 17(2005)年に規程を設け、自己点検・評価組織の見直し等を行なっている。

メンバーについては、発足当初から一貫して全員参加型の組織を目指していたが、規程制定の機会に、委員会のもとに各学校・法人の部会を作り小回りの効く組織に組み替えて迅速・柔軟な対応を可能にした。

本規程の第 1 条第 2 項で「委員会は、建学の理念・目的、教育・研究内容及び管理・運営内容の全般の状況につき、学校教育法第 69 条の 3 に基づく認証評価に関わる評価領域及び項目をも踏まえて、学園独自の自己点検・評価を実施することを任務とする」と規定しており、大学・短期大学部・専門学校がそれぞれの評価項目で自己点検・評価を実施している。

大学の具体的な評価項目は、日本高等教育評価機構の大学基準に準じたものであるが、本学の特徴である「食と健康」に特化した教育や連携について、大学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として取り上げ、点検・評価を行なっている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価体制については、「香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程」に定められており、委員会に置かれた大学部会・大学院部会・法人部会が自己点検・評価における具体的な点検作業を行なっている。

部会は大学部会長を栄養学部長、大学院部会長を大学院研究科長、法人部会長を総務部長が務め、規程で定められたメンバーの他、部会長が指名した教職員が加わることになっている。

また、各部会長は点検・評価作業の取りまとめ他、必要に応じて他の部会との調整を行い、結果を自己点検・評価委員会に報告する。委員会は報告を受け、建学の理念・目的に照らして教育・研究、管理・運営等の点検・評価を行ない、改善が必要な場合は、理事会に改革・改善を求めることができる。

なお、部会のメンバー、点検の進め方については、それぞれの部会規程で定めており、適切に運営されている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

平成 4(1992)年に発足した自己点検・評価委員会は、平成 5(1993)年 2 月から約 1 年間、点検・評価し、学園の事務組織全体のあり方の検討を行った。平成 7(1995)年に学園全体の「自己点検・評価報告書－改革の経過と実績－」を作成、次いで平成 8(1996)年に全教職員を対象に「建学の精神」及び「私学の在り方」に関するアンケート

ートを実施し、平成 9(1997)年報告書を作成し全教職員に配付した。

平成 10(1998)年には学生部長が委員長となり「自己点検・評価報告書－学生の生活調査－」を纏めた。

平成 15(2003)年度には平成 16 年度の認証評価義務化を見据えて大学・短大の独自基準による自己点検・評価を行なった。

また、平成 18(2006)年度からは規程により毎年度自己点検・評価を実施し、問題点の洗い出し、改善策の作成に努力している。認証評価は平成 20 年度に受審し、適格との判定をもらっているが、今回は平成 27(2015)年度の受審を予定している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

毎年度実施している自己点検・評価は学園ホームページで公開しており、自己点検・評価活動に直結するデータ・情報の管理・分析、報告書の機能、利害関係者への公開義務は果たしているものの、大学の意思決定支援や政策決定支援に対して十分に機能しているとはいえない。今後はこれらを支援するためのIR機能を強化し、問題点の洗い出しや改善・向上方策の策定を目的とした点検・評価の実施を目標とする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価報告書作成時には、先ずエビデンス集を作成し、エビデンス集に基づいて報告書作成を行なっている。エビデンス集のデータについては、透明性、正確性を期すために学内で集積している「学園動向データ」を基準にし、各種調査や情報公表、大学案内等の数値とも齟齬がないよう精査している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学では、平成 2(1990)年より理事長の提案で毎年「学園動向データ」として各部署の数値化できるデータを集積している。学内には「学園動向データ」を始め、「学校基本調査」等の調査、「事業報告」、「情報公表」、自己点検・評価「エビデンス集」等のデータがある。整合性に配慮し、自己点検・評価を作成するにあたっては明確で正確なデータ収集とデータの検証を心がけている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程」で「自己点検・評価は原則として学校ごとに毎年実施し、その結果につき自己点検・報告書を作成するものとする。」としている。本規程が制定された平成 17(2005)年度より平成 19(2007)年度までは報告書は印刷して冊子にし、全教職員、他大学等に配付していたが、平成 20(2008)年度以降は、規程を「学園ホームページにより公表するものとする。」と改定し、学園ホームページでの掲載に変更し学内共有と社会への公表を図っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

エビデンスとして本学では「学園動向データ」（学内の数値化できるもの）を集積し、この数値を基準に調査や情報公表の数字としている。ただし、このデータは集積されてはいるが、整備されデータベースとして構築されてはいないため、IR（Institutional Research）の機能は持ち合わせていない。

今後は、大学の公共性、質保証の観点からも、情報分析、情報発信等が重要である。「学園動向データ」の内容を見直し、IR としての機能を整備して統合データベースの構築を目指して行きたい。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3 の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

評価の方法に関しては、規程で「委員会は各部会から報告を受け、建学の理念・目的に照らして教育・研究、管理・運営等の点で、本学園の教育・研究の水準の向上ひいてはこれが十分社会的に機能しているかどうかにつき点検・評価を行なう。」と定められ、改善の推進に関しては「委員会は、自己点検・評価報告書を理事会に報告し、必要ある場合は理事会に改革・改善を求めることができる。」と定めている。

実際の運用としては、事業計画に従い「自己点検・評価委員会 女子栄養大学部会」が自己点検・評価の基準項目ごとに現状の点検・評価を行ない、改善の必要があれば改善計画を策定する。この結果については次年度の自己点検・評価報告書作成時に実施・評価・改善についてチェックし、計画どおり実施されていなければ、改善方策を立てるが、学園全体におよぶ内容となれば規程により理事会に改革・改善を求める。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在は、自己点検・評価委員会を中心として自己点検・評価報告書を作成する過程で PDCA を回すよう努力しているが、P・A について特に強化が必要と考えている。

今後はさらに機能的に動くよう、P に当たる部分の事業計画を中長期計画に替え、PDCA サイクルが計画的に進行する体制作りを進めていきたい。

また、A については改善内容によりプロジェクトをつくり、計画的かつ迅速な改善を実現したい。

[基準 4 の自己評価]

本学は食と健康に特化した単科大学であり、「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神のもと、教育・研究に邁進すると共にこの礎となる経営の健全化に努力している。

毎年、自己点検・評価を実施することは、建学の精神に基づいた教育の質保証を検証するものであり、報告書を公表することで社会への説明責任を果たしていると自負しており、評価に値すると考える。

今後は更なる教育の質向上に資するため、PDCA サイクルを強化し、自己点検・評

価に反映させていく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

〈A-1 の視点〉

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

実践栄養学を標榜する本学としては、学生食堂の開放等による四群点数法に基づいたレシピ・食事の提供、生活に役立つ食と栄養と健康に関する公開講座等の開催により、食を通じて人々の健康の増進と疾病予防を図り、微力ながら社会に貢献していると考えている。

また、資格講座等の開講により実践的营养学を広く社会に普及・伝播するための人材育成に努力している点について評価できると考える。

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

栄養学の分野で 78 年にわたる「実践的な知」の蓄積を社会の要請も踏まえて広く公開・活動している。そして、近年では産学官の連携を強化・拡大し積極的に展開している。具体的には物的側面では施設開放を、人的側面では知的探求支援を行って、社会や地域に、さらに開かれた大学を目指している。

まず、物的側面の施設開放においては、「知」の集成体である図書館を調査・研究を目的とする埼玉県坂戸市、鶴ヶ島市在住の市民に開放し、貴重書を除き、書籍・資料の閲覧、複写、IT 端末、AV ブース、複写機等の機器利用も出来る。また女子栄養大学の栄養学を実践する場として直営の学生食堂では、四群点数法に基づいたレシピによる食事を供している。

1) 人的資源提供では、実践的营养学を広く社会に普及・伝播するため諸側面での学習支援、人材育成に貢献している。平成 17(2005)年 4 月 1 日に栄養教諭の設置が法令化され、これに基づき全国都道府県の自治体では栄養教諭育成及び採用をすることになり、同時にその人材育成が求められた。その取り組みとして、

①平成 16(2004)年 12 月栄養教諭の設置準備段階として、文部科学省の要請に基づき全国の学校給食に携わる栄養士 359 人に栄養教諭養成のさきがけ養成を行った。

②地元埼玉県では平成 17(2005)年度から 3 カ年計画で 500 人（平成 17(2005)年 200 人・平成 18(2006)年 200 人・平成 19(2007)年 100 人）の栄養教諭免許状資格保有者養成に取組み、女子栄養大学は全面的に支援した。受講者は埼玉県内の公立学校を中心とした現職の栄養職員で、7 月～8 月の 4 週間と 12 月下旬の 1 日（教育実習報告会）、本学教員の授業を受講した。

2)次にリカレント教育として次の二つを実施した。文部科学省認定講習の「養護教諭」は、埼玉県からの要請を受けて平成 8(1996)年から 10 年まで、その後も埼玉県養護教諭教員会から引き続き開講の要請を受けて平成 14(2002)年まで第一種免許の認定講習を行い、社会的使命を全うした。翌平成 15(2003)年からは専修免許講座に種別変更開講し、平成 23(2011)年時点で延べ 1,000 人を超える受講者を全国から受け入れている。また平成 21(2009)年から導入された教員免許更新制に伴う免許状更新講

習（必修領域 1 講習、選択領域 2 系統〈食・養護〉各 3 講習）を 8 月に開講し、平成 23(2011)年には延べ 820 人余が受講した。

その他東京都教職員センターとの連携による講座を、平成 21(2009)年度から 3 年間、都内公立の小学・中学・高等学校及び特別支援学校の教員を対象に、本学教員を講師として、8 月に駒込校舎で実施した。

- 3)公開講座は専門的な研究内容を中心として有料で行う女子栄養大学栄養科学研究所主催のものと、一般社会人を対象に日常生活に役立つ食と栄養と健康に関する無料講座の二つを行っている。専門的公開講座は年 2 回（春・秋）に開講し、通常 100 人の定員で開催する。講師は学内外から迎えている。一方、一般向け公開講座は、5 月下旬の若葉祭（大学祭）にて開催するものと毎年 10 月の週末に 3 日間毎週大学で開催するものがある。後者は大学所在地の坂戸市を中心に周辺地域の市民を対象に 20 年以上にわたり開講しており、平成 23(2011)年度は受講申し込み数が 420 人を上回った。実生活における役立つ情報に評価が高まっている。
- 4)管理栄養士国家試験対策基礎力養成講座を実施している。「管理栄養士国家試験」合格を目指す者を支援するシリーズ講座。全 16 日の講座により試験対策に役立つ基礎力を養成する。平成 22(2010)年度は 9 月～12 月の夜間（定員 120 人）駒込キャンパスで開講した。
- 5)その他の教育支援活動として、厚生労働省が始めた 10 カ年プロジェクト「健康日本 21」にもあるが〈病気に罹らないようにする〉という一次予防が国、自治体、学校、地域、企業により大きな関心事になっており、本学も各機関と相携えて、一次予防という社会的要請に応えることから、
- ①香川綾記念講師派遣事業として現役で活躍する卒業生全国 302 人を認定して、各界に派遣している。

平成 11(1999)年、女子栄養短期大学 50 周年を記念して、「食を通して病気を予防し、健康を維持・増進する」という本学の理念を広め、また、本学の教育や研究について良く理解していただくことも兼ねて、主に高校生を対象に「香川綾記念講師派遣事業」を始めた。以来、年度当初と半ばに高校宛に案内し、講師派遣先を募集、大学、専門学校を含めて全学一丸となって取り組んできた。大学模擬講義、父母まで含めた講演会、学園祭など形式はさまざまであるが、テーマは依頼先高校の希望で決定、毎年 400 件弱の派遣依頼を受け、平成 23(2011)年度は 354 件の実施となった。なお、本事業の係る経費は本学負担としている。

以下、テーマ分野例。

- 食の分野...食物のはたらき／食物の安全性／食事をつくる（含む：実習）
- 栄養・健康の分野...正しい食生活／人体の生理と栄養／生活習慣病の予防／栄養健康情報、コンピュータ、インターネット
- 栄養士、管理栄養士について
- 教育・介護・運動・食育の分野...子ども、教育／介護／運動／食育
- 食文化
- 進路・募集戦略

講師陣は約 55 人で、それぞれのテーマに沿って専門分野を担当、うち、約 20 人は女子栄養大学生涯学習講師（基準項目 A-4）であり、多様なテーマに対応する体制を整えている。派遣依頼がさらに増えるものと予想され、事業拡大を念頭に年度計画を立てている。

- ②香川綾記念執筆者派遣事業として企業・団体を対象に健康に関する課題（食・栄養・運動・生活習慣・教育）の原稿を提供、自治体広報誌、市報、企業内広報誌、PR 誌等に利用してもらっている。現在、定期的に鶴ヶ島市広報誌に寄稿している。
- ③平成 18(2006)年から、高校生アスリート・クラブマネージャー対象にスポーツセ

ミナーを実施している。更に平成 19(2007)年度からは、コナミスポーツ&ライフと産学連携を結び、提携のもと、実践の伴った正しいスポーツ栄養学を指導している。平成 20(2008)年度は本学の坂戸校舎、コナミスポーツ品川本店のほか、新潟・静岡の地方会場で開催、平成 21(2009)年度からは坂戸、新潟、静岡のほか新たに長野、宇都宮の 5 会場で開催するまでになった。また、受講者は高校生アスリート・マネージャーのみならず教員・保護者・地域指導者・本学卒業生までおよび盛会をきわめ、平成 23(2011)年度も 700 人ほどが参加し高い評価を得ている。また平成 16(2004)年度から彩の国いきがい大学（県の高齢者対象学習機関）の学習の一環である「若い世代との交流」授業に協力しており、平成 23(2011)年度はいきがい大学生 120 人余と栄大生 20 人余が参加した。

- ④料理教室認定事業として、本学園を卒業し、「料理教室」を主宰・運営している方の社会的活動を奨励・支援する目的で、「料理教室の認定制度」を平成 23(2011)年度に創設。本学園を卒業、又は本学社会通信教育を修了など一定要件を満たした方の出願により、本認定委員会で承認された方に「認定証」を授与しており、平成 23 年度の授与者は、7 人である。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

物的資源提供は今後さらに拡充する余地が残されているが、節電等の社会的要請にも鑑み同時にその運用ノウハウ開発を考慮し取組むことが求められる。人的資源提供については、その継続性、受講者の質的向上と量的拡大から十分な成果を上げているが、大学の教学領域を学外にアピールできる系統的統合的な編成と実施が今後の課題と捉え、今後も社会提供を推し進めていく計画である。

A-2 教育研究上の企業や他大学との適切な関係の構築

《A-2 の視点》

A-2-① 教育研究上の企業や他大学との適切な関係の構築

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 教育研究上の企業や他大学との適切な関係の構築

企業からの受託研究を栄養学部（二部を含む）と栄養科学研究所の二つが行っており、年平均 25 件前後の研究に当たっている。研究領域は食材の基礎研究、食材の身体に及ぼす影響、栄養改善、摂食障害対象の臨床試験、骨密度変化など多岐にわたっている。

テーマ分野では骨密度及び体脂肪に関する臨床試験、糖尿病予防の基礎研究、メタボリック・シンドロームなどがある。これらの基礎研究は、生産者が食品の安全性を高め、消費者の健康維持・増進の貴重なエビデンスとして食品製造企業活動の側面的な支援になっている。同時に学内においては、新しい研究分野の拡大につながり、学術研究発展の原動力の一因となっている。

企業との関係において基礎研究とは領域を異にするが、大手銀行との産学連携協定がある。食品及びその関連領域の当該銀行取引先企業において「食の安全・安心」に関して専門的知識あるいはノウハウに対するニーズが高まっており、銀行が仲立ち役として本学で培ってきた食に関する知識や研究成果を企業に紹介するものである。銀行と本学が共催で行った「食・新発見セミナー」には食関連企業以外の業種からも参

加がある。

その他、スーパーマーケットやコンビニでの弁当やサラダメニューの開発など、学生教育の実践の場ともなっている。

また、総合卸売市場では、卒業生や学生が、旬の食材を使用した料理の試食やレシピの提供など「食育ショップ」を開設している。

昨今、企業の「食」「栄養」「健康」に対する関心度はますます高まっている。食に関係する企業からの研究・製造・加工・販売といった連携、さらには、各出版社からの「女子栄養大学」に関する書籍の刊行等さまざまな連携・協力関係の構築が進んでおり、社会貢献の実践として位置づけられるとともに、認知度の向上、加えて学生のリクルート活動にも役立っている。

大学との関係においては、彩（さい）の国大学コンソーシアムに参加している。同コンソーシアムは埼玉県西部地区にキャンパスを置く大学が平成 15(2003)年に大学の発展を共同で研究することを目的として結成され、現在 18 大学が加盟している。実際的な活動として事務職員能力向上共同研究、公開講座共同運営、単位互換等が開発されており、本学は前二者に参画している。事務職員能力向上については、加盟大学が持ち回りで年 2 回の研修会を実施している。公開講座は、コンソーシアム所在大学地域在住者を主たる受講対象者として毎年 9 月～11 月に埼玉県川越市で開催しており、継続開催で知名度が上がり、受講者が増加している。平成 23(2011)年度も本学開催分では受講希望者が会場収容能力制限の 110 人を上回った。

個別の連携としては、埼玉医科大学（入間郡毛呂山町）と大学入試センター試験の共同実施をはじめ、医療などの専門分野での共同研究や、教育面・学生同士の交流などの包括協定を締結した。

また埼玉県農業大学校（鶴ヶ島市）とは、食育の推進・農業教育の振興を図ることを目的に協力協定を締結。今後、商品開発等の共同研究、学生交流を推進する。

上記以外では、産学官連携大学間連絡会（12 大学）・彩の国イノベーション創出人材育成ネットワーク（21 大学）。他機関を含む連携組織としては、埼玉県産学連携支援ネットワークがある（11 大学）。

平成 23(2011)年には、埼玉県教育委員会と協力協定を締結。その後、埼玉県立高校教員を対象とした研修を、本学を会場として実施している。

高校との関係においては、高大連携を結び、高校における教育活動を支援することを目的とし、要請に応じて、講演会、特別授業、セミナー、体験授業などを実施している。平成 17(2005)年度から教育連携校を含め、現在 31 校（埼玉県 21 校・東京都 5 校・千葉県 1 校・神奈川県 2 校・長野県 1 校・新潟県 1 校）と締結。

その他独立行政法人国立女性教育会館と女子教育等における包括的な提携を平成 18(2006)年に結び、協同でのイベント等を実施している。毎年 3 月上旬に共催で食のイベントを開催し、8 月のセミナーに家庭教育・次世代育成のための指導者養成セミナーの講師を派遣している（平成 22(2010)年度は、東日本大震災のため、平成 23(2011)年 9 月に実施延期）。本学もフレッシュマンキャンプ、クラブ活動等でも同会館施設を利用するなど、継続的な活動を行っている。

受託研究では研究水準向上を図ると同時に、歳入の観点からは今後大きな要素を占めることになるため受託件数の拡大を要する。コンソーシアムでは事務職員研修会、公開講座とも定着しており、これに参画することでより広範な情報発信・収集の機会が得られ、かつ他大学との情報交流が密になっている。他方、各大学の規模等が異なることから共同運営の取組みが問題となっている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

受託研究は全学的な強化分野の策定と統合的運営を創成する。教学領域の問題とし

でのみ捉えず、経営の問題として捉え直し、本学競争力の目安の一つとする。コンソーシアムでは、単一大学の入学者確保の思考から埼玉県西部地区を魅力ある就学地域とする発想に転換し、協調の観点から各大学の独自性を発揮する共同体としての概念形成と実行項目を策定し直す。

A-3 大学と地域社会との協力関係の構築

《A-3の視点》

A-3-① 大学と地域社会との協力関係の構築

(1) A-3の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 大学と地域社会との協力関係の構築

キャンパス所在地とは極めて密接な連携が取れている。特に栄養学部キャンパス所在地の坂戸市と栄養学部二部所在地の豊島区とは、この数年間で協力関係を強化してきている。上記以外にも学生ボランティアが市の要請に応じるなど幾多の協力と良好な関係づくりが進行しており、地域連携は深化している。駒込キャンパスは北区・荒川区とも隣接していることから種々の協力が進んでいる。

地域社会との協力関係は、キャンパスが所在する埼玉県、あるいは埼玉県坂戸市と東京都豊島区及び近隣において現在、積極的に進めている。

平成 18(2006)年 10 月に坂戸市の「地域再生法に基づく計画—地域コミュニティ再構築による健康づくり」が(当時)安倍首相に認定され、同市内に所在する本学と他 2 大学が坂戸市民の健康づくりに関する連携協定を締結した。これに従い本学は研究成果を生かして認知症や脳梗塞等の予防効果が高い「さかど葉酸プロジェクト」を開始し「さかど葉酸ブレッド(パン)」などの共同開発を進めている。また坂戸市民の健康を体育面から指導する健康づくりサポーター「元気にし隊」では、本学で体育教授が坂戸市民に大学を開放して学内周遊歩行コースの設置や定期的な健康づくりの体育指導を行っている。

さらに、「坂戸市チューデント・インターンシップ事業」に関する協定を締結し、坂戸市教育委員会の要請に基づいて本学保健養護専攻在学生をボランティアで坂戸市立小学校・中学校に派遣し、生徒の学習相談、教員の生徒指導のアシスト等に当たっている。派遣学生は、非公式ではあるものの実際的な教育実習についていることと同じ成果を得ており、学校側の評価も非常に高い。平成 20(2008)年 1 月には、坂戸市と防災協定も提携した。

埼玉県とは「いつでも、どこでも炊出訓練応援隊」で緊急事態発生に備えて自治体を実施する炊出訓練の技術として非常食レシピを提供している。この非常食レシピは県のホームページにも掲載されている。平成 23(2011)年には、埼玉県と包括協定を締結。

また、豊島区とは、駒込ブランドプロジェクトに参加し、区・住民・大学による地域の活性化に取り組んでいるところである。さらにとしまコミュニティ大学(区と区内 6 大学連携)において毎年、区民対象の公開講座を開催している。

県レベルでは、平成 20(2008)年秋田県と、平成 22(2010)年には福井県と、「食」と「健康」に関する事項について連携協力協定を締結した。県側では、食から健康づくりを図るとともに、首都圏での県産食材の拡販に期待をよせている。

平成 24(2012)年には、埼玉県の川島町(比企郡)とも、包括的な連携を結んでいる。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携は大学の教学・事務両方の職域をまたいだ対応をすることになるため統合して対応する窓口が必要となる。現在のところオーソライズされた形での窓口がないことから、これを早急に整備することを要する。観点として①研究水準の向上②学生の学習に還元されること③大学の社会貢献を推進すること、これらのことを目標に整備することが必要となる。

A-4 特色ある教育研究の提供

〈A-4 の視点〉

A-4-① 特色ある教育研究の提供

(1) A-4 の自己判定

基準項目 A-4 を満たしている。

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 特色ある教育研究の提供

① 栄養クリニック

女子栄養大学栄養科学研究所の付置機関として女子栄養大学栄養クリニックを設置している。栄養クリニックは、昭和 45(1970)年、当時としてはもっとも早く食事指導を通じて、病気の予防、肥満治療に取り組んだ機関であり、本学における栄養学研究成果を社会的に還元し、また、栄養学の実践的な効用を実証するための先駆的な研究施設でもあった。40 年近い歴史を持ち、栄養の改善を通して、疾病の予防および健康の維持増進に社会的に寄与することを目的とし、所長、主任、スタッフを置いて以下の活動を行っている。

一般受講者

栄養クリニックでは、一般受講者を対象に、血液検査、身体測定、安静時代謝量測定、骨密度測定など皆様の健康状態をチェックし、医師・管理栄養士、看護師、運動指導員が、各々に合わせた食事・運動プランを立てる。個人の生活に適したものを、一人一人が無理なく長続きできるよう栄養クリニックのスタッフがサポートする体制を取っている。受講者は男女問わず、幅広い年齢層であり、自分自身又は家族の病気の治療の食事療法を学んだり、さらに病気予防のために正しい食事法を学習することができる。

個別栄養相談(電話予約制)

自分の都合に合わせて相談日時が選べる。忙しくて時間がない人、マイペースで進めたい人、集団は苦手な人などを対象とする。血液・尿検査・身体計測を実施し、医師の診断に基づいて食事診断・アドバイスをあわせて行う。(平成 16(2003)年から糖尿病の専門医が診療を担当)

栄養教育活動への助言

- ・企業（健康保健組合・スポーツクラブ他）や地域のグループ活動単位の個人指導
- ・栄養教育プログラムの作成
- ・栄養・食生活についての集団指導（講演）
- ・生活習慣病・肥満の予防と改善の資料紹介・作成
- ・スポーツ選手の栄養管理
- ・食品の臨床試験にともなう食事解析

②四群点数法

実践的な栄養・食事教育のベースとして、本学創設者考案による四群点数法を全学生に習得させている。また、長年にわたって卒業生たちが、その普及に努めてきている。

昭和 22(1947)年の学校給食開始とともに、子供たちが、良質のタンパク質、カルシウム、ビタミン B2 などが豊富な牛乳(当時は脱脂粉乳)を飲みはじめると、みるみる健康状態が改善していくことを目の当たりにして、学園創設者香川綾は、戦前からの「主食は胚芽米、魚 1、豆 1、野菜 4」に牛乳を加えて、これを「五つの基礎食品」へと発展させた昭和 23(1948)年、この「五つの基礎食品」から、昭和 28(1953)年に「七つの基礎食品」へとさらに発展させ、よりバランスのよい食品摂取を目指したが、食品群が多過ぎて、覚えにくいため広く普及するには難点があった。

そこで、昭和 36(1961)年には「四つの食品群」に改めた。第 1 群=魚・肉、豆(タンパク質源)、第 2 群=野菜、芋類(ビタミン・ミネラル源)、第 3 群=牛乳、卵(タンパク質、カルシウム、ビタミン B2、ビタミン A など)、第 4 群=穀物、砂糖、油脂(エネルギー源)となっており、栄養的な特性によって分類され、たいへん覚えやすいものに改善された。

ところが、昭和 30(1953)年代、戦後復興から経済成長へと、日本人の食生活も急速に豊かになり、肥満や糖尿病成人病が増加。ただ食べれば良い、という時代から「なにを、どれだけ食べればよいか」を考えた食事法が必要となってきた。そこで、同一食品群からの食品選択、バランスのよい食品配合、熱量摂取の抑制の観点から、昭和 38(1963)年、現在の「四つの食品群」に改定した。

しかし、それまでのように食品の重量を指標にしたのでは、そのたびに「食品成分表」を参照する面倒があり、そこで香川綾は逆にエネルギー単位で食品の重量を把握するという方法を編み出したのである。つまり、食品 100g あたりのエネルギー値から 80kcal を 1 点とした「点数法」へと考え方を逆転させた。特に、1 点 80kcal という設定は、だれにもわかりやすく、日常使用量に基礎を置いていたので実践しやすいというメリットがある。

この食事法に、昭和 43(1968)年に「香川式食事法(昭和 52(1977)年、四群点数法に改称)」と命名、以来、だれにもわかりやすく、カロリー計算も簡単にでき、実行しやすい方法として現在まで幅広く活用されている。

また、四群点数法は、現在、多くの高校家庭科教科書に採用されている。

③胚芽米普及活動—学園創設の原点

胚芽米(正式には「胚芽精米」)は、昭和の始め、脚気病対策のために、本学創設者香川昇三・綾夫妻の恩師東京大学医学部島菌順次郎教授によって提唱・開発された。これによって、当時、大勢の人たちが脚気病を免れることができたといわれる。胚芽にあるビタミン B1 が脚気病予防・治癒の有効成分だからである。

脚気病は江戸時代、「江戸患い」といわれ、参勤交代で田舎から上京した大名がよくかかる病気であった。あまり白くついてない米、豆、雑穀の食事に頼る庶民に無縁の贅沢病とされていた。しかし、明治半ば頃からの全国的電化によりモーター精米機が普及、米の精白が簡単になり、白米飯が広く食べられるようになり、同時に脚気病が蔓延するようになった。特に、軍隊では、脚気病による被害は深刻だった。日露戦争(明治 37(1904)年~38(1905)年)における傷病兵の大半が脚気病だったことはよく知られている。

しかし、長い間、脚気病の原因はまったくわからなかった。多くの医学者は、一種の伝染病であるとさかんに説き、この間、明治 43(1910)年、農学者鈴木梅太郎(東京帝国大学教授)は、ハトの実験から、米ヌカ成分のオリザニン(ビタミン B₁)が

鳥類脚気病の予防・治癒因子であることを発見していた。昭和 7(1932)年、島菌教授が脚気病はビタミン B₁ 欠乏症であることを臨床的に証明するまで、20 年以上にわたって、原因論争が続いたのである。

かねて、脚気病は微量栄養素の欠乏によると唱えていた島菌教授は「胚芽米常用論」を唱えていた。原因がビタミン欠乏による、と証明されたことから、本学創設者は、自宅の一室を開放、今日の学園の発祥「家庭食養研究会」を発足、この研究会を拠点に熱心に胚芽米普及に努めたのである。

戦中・戦後の食糧難時代をへて、高度経済成長の間は脚気病は、影をひそめていたが、昭和 49(1974)年、日本神経学会で「若年性多発性神経炎」という病気が数例報告され、食べ盛りの若者の間に脚気病が増えてきた。昭和 51(1976)年全国調査（厚生省）は「わが国でほとんど忘れられていた脚気病が、ここ二、三年間に、われわれが調査した範囲内でも 370 人以上の発生をみたということは、わが国の栄養行政上重要な問題といわねばならない。」と報告している。その後の調査はどれも、現代の脚気病は、「飽食の時代」の食事の乱れに原因があるとし、豊かさの中にビタミン欠乏がしのび寄っていることを警告した。しばらく忘れられていた胚芽米が再び注目されるようになった。

こうして胚芽米は、創設者香川綾ら関係者の熱意によって蘇った。戦前のものとは見違えるばかりに改良されて、昭和 52(1977)年に、農林省は「胚芽精米」として配給米制度に取り入れることになった。

平成 16(2004)年には、21 胚芽精米推進協議会が設立され品質基準（(1)胚芽保有率 80%以上(2)精米白度 34%以上(3)食味は良食味であること）を設定、現学長香川芳子の協力で、信頼できる製品が販売されるようになった。21 胚芽精米推進協議会は会員の製品の品質分析及び栄養分析等の調査を行うとともに、加工技術研修会の開催及び女子栄養大学との研究交流を行っている。

④雑誌『栄養と料理』（創刊 77 年）

昭和 10(1935)年創刊の雑誌『栄養と料理』は、香川栄養学園の前身である「家庭食養研究会」の講義録や研究会の調査の結果を学園創設者香川綾が中心となって、研究生が雑誌にまとめたことに始まる。当初は営利を目的としたものではなく、栄養学や食文化の教育・研究・普及等が目的であったが、戦時中、極めて有用な雑誌として認められ、紙配給があり、刊行が継続され、今日に至っている。

『栄養と料理』は、栄養学の知識を食卓に生かす、という建学精神「栄養学の実践」を具体化した出版物であり、本学教育・研究の二つの柱を象徴するものである。

本学事業部「女子栄養大学出版部」は、月刊誌『栄養と料理』のほかに、『食品成分表』を中心としたデータ本、各種の健康書や料理書を刊行している。これらの出版活動を通して、最新かつ正しい情報を広く社会に提供し、人々の豊かで健康な生活に寄与している。今日では常に 200 タイトル以上の書籍が全国の書店で流通している。

⑤農園体験実習

女子栄養大学坂戸キャンパスから徒歩 10 分に実習農園（3,026 m²）を設置している。食を専門とする本学では、この農園で野菜等の栽培体験を特論科目「農園体験」（選択 2 単位）として、全学科専攻のカリキュラムに取り入れている。学生は所定面積を与えられ、希望の作物を栽培管理する。平成 21(2009)年度履修登録者は 200 人超である。本学の特色ある教育の一環として、この農園体験実習を位置づけている。

⑥女子栄養大学生涯学習講師認定制度

本学は、卒業生の社会活動を支援するための独自の制度を設けている（平成

10(1998)年)。以来、24回の認定が行われ、現在までに認定された講師は、262人である。学園卒業生総数4万人のほぼ1%を目標に、継続募集している。

制度の目的は、以下の通りである。

- 1 生涯学習の場における卒業生の活動をバックアップする
- 2 食・栄養・健康領域における啓発・教育・指導を通じて社会的要請に応える
- 3 卒業生と学園の連携を深め、学園の基盤を強化する

生涯学習講師になることのできる者は、香川栄養学園（大学院、学部、短大、専門学校、社会通信教育、女子栄養学園）の卒業生（修了生）であることとし、生涯学習講師の認定を受けて登録した者は「女子栄養大学・生涯学習講師」の呼称を用いて社会的に自由に活動することができる。一定の条件の下に5年ごとに再登録することになっている。

申請資格は、原則として30歳以上65歳以下であって、学園卒業（修了）後、次の所定年数を越えていることであるとしている。

院・博士後期課程修了0年／院・修士課程修了2年／学部卒業4年／短大卒業6年／専・栄養士科卒業6年／専・調理師科／製菓科卒業7年／社会通信教育修了者「生涯学習1級インストラクター（栄養と料理）」資格保持者

認定審査は、学園に組織した認定委員会（委員長香川芳子学長）によって行う。認定基準は、生涯学習に関わる場で、原則として3年以上の講師活動歴を有することとし、講演・講義・講習・一般向著作・教材企画制作・展示会企画等、生涯学習にふさわしいと認められる活動はこれを活動歴に含める。また、別に「相当の社会活動歴を有する人」は特に認定することとしている。

再登録に当たっては、学園の定める方法による研修を経ていることを条件とし、再登録しない場合には生涯学習講師登録名簿から抹消する。また、認定委員会が相応しくないと認めた場合は認定を取り消すことがある。研修の内容は栄養、食物、保健医療、健康教育、栄養教育、食教育、調理教育、コミュニティ活動等、食・栄養・健康を通じて人々の福祉に直接間接に寄与する領域として、具体的な例を示している。

(3) A-4の改善・向上方策（将来計画）

本学の特色ある教育研究を時代や社会の要請に応じて、今後どのように発展させていくべきかを議論していく必要がある。一例として平成24(2012)年度には「四群点数法研究会」が発足し、四群点数法の存続発展のための議論の場が設けられた。

[基準Aの自己評価]

個別の活動、対応では良い成果を出していると判定できる。しかし、現在大学のみならず、社会からも大きく期待されていることから、学内専任組織の設置、方針策定、企画立案、関係先折衝、実施運営に至るまでのすべてを実施することが求められる。

[基準Aの改善・向上方策（将来計画）]

1) 専任組織または兼任組織の決定

現在は専任組織を置かず、テーマ・地域により坂戸キャンパスでは大学事務担当が、駒込キャンパス及び広域対応では広報部が分担している。

2) 学内承認と認知

基本的には主管者が常任理事会に企画提案して審議、承認を得る。そのオーソライズにより、担当者が教授会・学科会議・事務部門等の関係部署へ報告周知する。

また、全教職員宛てのメーリングリストや学内報により学内認知を図る。今後は学内関係者向け説明会を開催し、趣旨と効果を明確に伝達するものとする。